【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年7月15日提出
【計算期間】	第11期(自　平成27年4月16日至　平成28年4月15日)
【ファンド名】	日興ＢＲＩＣｓ株式ファンド
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　柴田　拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目７番１号
【事務連絡者氏名】	森川　晃
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目７番１号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

ＢＲＩＣｓのそれぞれの国の株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指します。

②　ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド	あり （　　）
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券（株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式　一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年１回

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

1 長期的に高い経済成長が見込まれるBRICs諸国（ブラジル、ロシア※1、インド、中国※2）の企業の株式を主な投資対象とします。

投資対象には、投資対象企業が自国通貨建で発行している株式のほか、他国通貨建で発行している株式（これらの多くは、自国ではなく他国の証券取引所で売買されています。）、当該株式を裏付け資産としたDR※3も含まれます。当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式であり、各株式への投資は、これらを主要投資対象とする投資信託証券を通じて行ないます。また、原則として為替ヘッジは行ないません。

※1 ロシアには、ロシア経済の恩恵を受けると見込まれるロシア以外のCIS加盟国とラトビア、エストニアおよびリトアニアなどを含みます。
※2 中国には、中国経済の恩恵を受けると見込まれる香港・台湾を含みます。
※3 Depositary Receiptの略で銀行などが発行する預託証券のことです。株式の発行された国以外の国において、当該株式を裏付けとして発行される証券です。預託証券の保有者は、株主とほぼ同様・同等の権利を与えられます。例えば、アメリカの銀行により発行され、アメリカで取引される預託証券のことを特にADR（American Depositary Receipt）といいます。

2 各地域の運用は、それぞれの運用会社がそれぞれの特色を活かした運用を行ないます。

各地域の運用は、ブラジル株式とロシア株式においては、エマージング市場における運用の第一人者であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク、インド株式においては、インド現地の情報を活用し日興アセットマネジメント アジア リミテッド、中国株式においては、当該地域の運用実績がある日興アセットマネジメント株式会社が行ないます。

3 各地域の経済情勢および株式市場動向などを考慮し、投資比率の見直しを行ないます。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドから各国経済情勢および市場環境などを考慮したアセット・アロケーションの投資助言を受け、日興アセットマネジメント株式会社が投資比率の見直しを行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

BRICsとは

BRICs（ブリックス）とは、発展が期待されるブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）の頭文字を並べた4ヵ国の総称です。
これら4ヵ国で世界の人口の約40%と世界の国土の約30%を占めており、豊富な天然資源と工業力を背景に、今後の経済発展が期待されています。

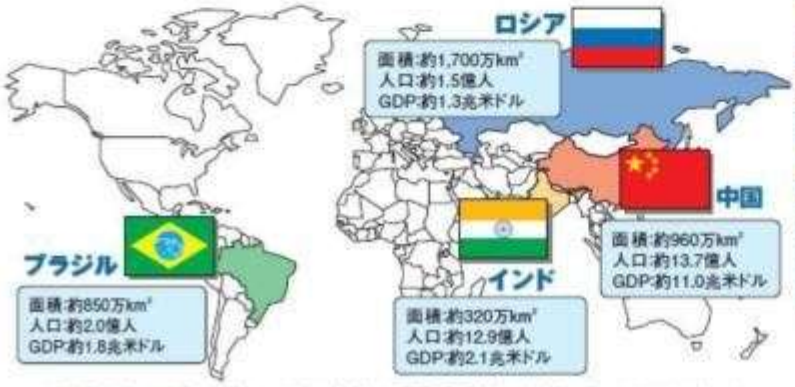

原油産出量 (2012年)

	国名	世界シェア
1	ロシア	13.5%
2	サウジアラビア	13.2%
3	アメリカ	8.7%
4	中国	5.6%
5	イラン	4.5%
	その他	54.5%

天然ガス産出量 (2012年)

	国名	世界シェア
1	アメリカ	19.6%
2	ロシア	19.0%
3	カタール	5.0%
4	イラン	4.6%
5	カナダ	4.6%
	その他	47.2%

石炭産出量 (2012年)

	国名	世界シェア
1	中国	56.6%
2	インド	8.7%
3	アメリカ	6.9%
4	インドネシア	6.0%
5	オーストラリア	4.9%
	その他	16.9%

原油石炭出量 (2013年)

	国名	世界シェア
1	中国	29.4%
2	オーストラリア	25.5%
3	ブラジル	16.6%
4	インド	6.5%
5	ロシア	4.1%
	その他	17.9%

ボーキサイト産出 (2013年)

	国名	世界シェア
1	オーストラリア	28.7%
2	インドネシア	19.7%
3	中国	16.3%
4	ブラジル	11.5%
5	ギニア	6.6%
	その他	17.2%

※上記各データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
※「データブック オブ・ザ・ワールド2016」（二宮書店）およびIMF「World Economic Outlook, April 2016」からデータを取得し日興アセットマネジメントが作成しています。
※人口、GDPは2015年の値です。

BRICs各国の紹介

BRICs諸国の経済成長の可能性は相対的に高く、世界経済の牽引役となることが期待されており、価格変動などのリスクは高いものの、株式市場の成長も期待されます。

※上記各グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
※上記各グラフは信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが各指数を円換算して作成しています。
※各グラフは2001年12月末を100として指数化しています。

アセット・アロケーションについて

5つの要素をもってBRICs諸国を相互比較し、日興アセットマネジメント アジア リミテッドがアセット・アロケーションを助言し、日興アセットマネジメント株式会社が決定します。

【アセット・アロケーションの決定方法】

■各種データとは、
①株価／予想収益率、②株価／予想収益率のモメンタム、③収益性モメンタム、④株主資本利益率、⑤株主資本利益率モメンタム を指します。
※上記は2016年4月末現在のものであり、将来変更になる可能性があります。

ファンドの運用体制について

各地域の運用に実績のあるマネジャーの運用能力を活用できるファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

【ファンドの仕組み】

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

（主な投資制限）
・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

（分配方針）
・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④　信託金限度額

・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

平成18年 3月 1日

・ファンドの信託契約締結、運用開始
平成26年 7月16日
・信託期間の更新（信託終了日を平成28年 2月26日から平成33年 4月15日へ変更）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

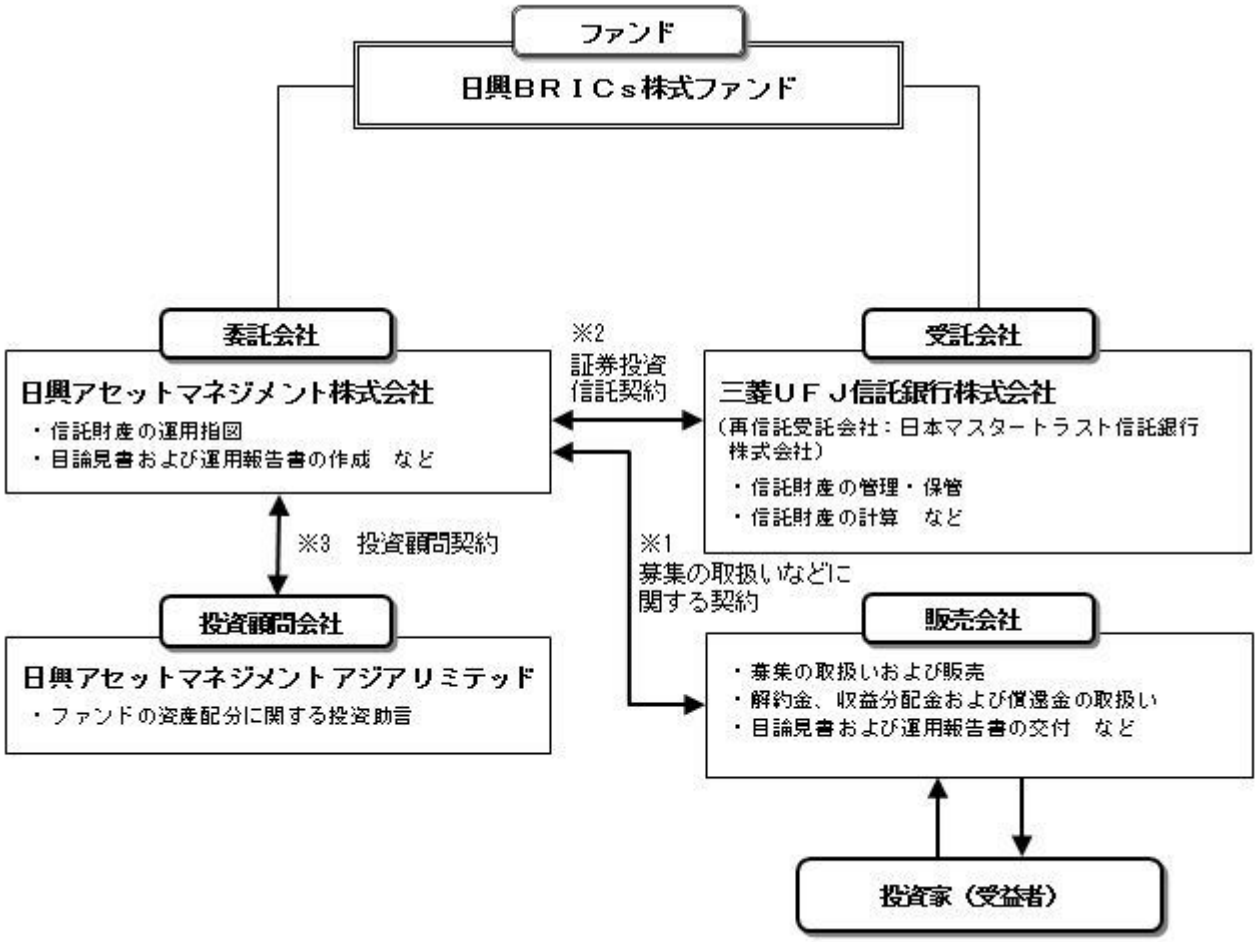

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

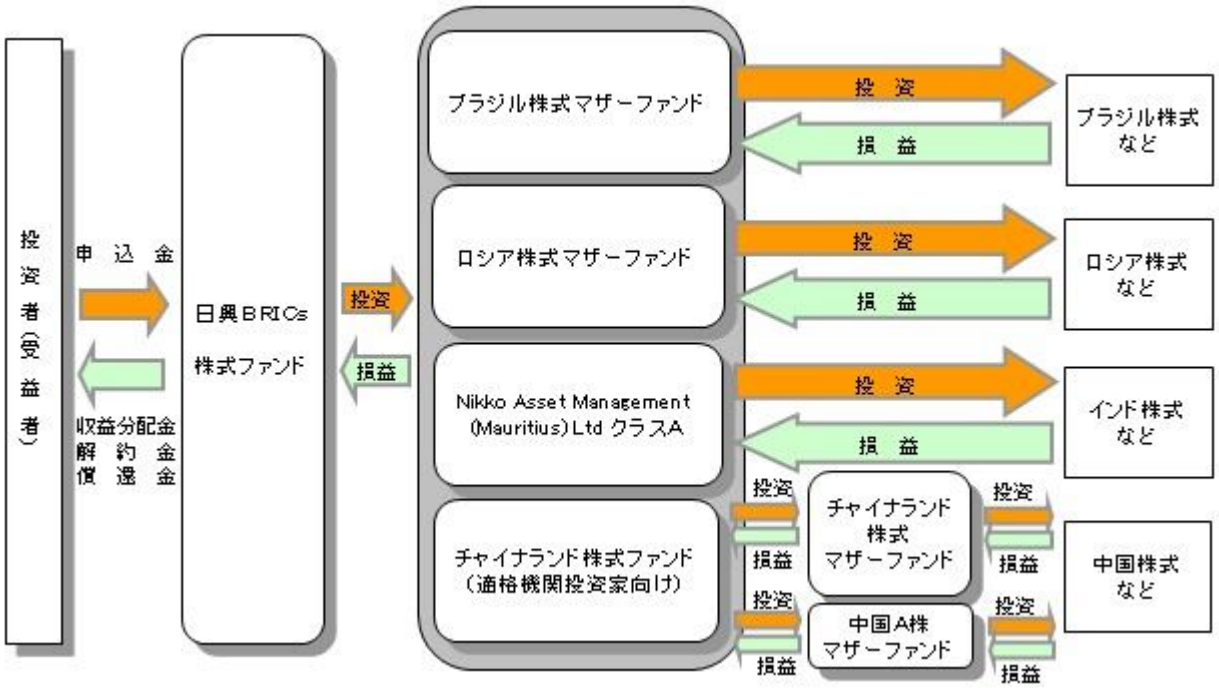

② 委託会社の概況（平成28年4月末現在）

1）資本金

17,363百万円

2）沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

証券投資信託「ブラジル株式マザーファンド」

証券投資信託「ロシア株式マザーファンド」

モーリシャス籍円建外国投資法人「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」

追加型証券投資信託 「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」

・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各地域の経済情勢および株式市場動向などを勘案して、決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）お

よび投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
証券投資信託「ブラジル株式マザーファンド」
証券投資信託「ロシア株式マザーファンド」
モーリシャス籍円建外国投資法人「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」
追加型証券投資信託「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）証券投資信託「ブラジル株式マザーファンド」
2）証券投資信託「ロシア株式マザーファンド」
3）モーリシャス籍円建外国投資法人「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」
4）追加型証券投資信託「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」
5）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
6）外国または外国の者の発行する証券または証書で、５）の証券の性質を有するもの
7）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。
1）外国為替予約取引
2）資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要
＜ブラジル株式マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	ブラジルの株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ブラジル企業が発行する金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、ブラジル企業の自国通貨建株式あるいは他通貨建株式（預託証書を含みます。）を投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・株式の銘柄選定にあたっては、市場動向や各銘柄毎の成長性、収益性、流動性などを勘案して行ないます。 ・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

	主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%（１口当たり）
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税（ブラジル市場における金融取引税を含みます。）など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資一任）
	信託期間	無期限（平成18年３月１日設定）
	決算日	毎年４月15日（休業日の場合は翌営業日）

＜ロシア株式マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	ロシア経済圏（ロシア経済の恩恵を受けると見込まれるＣＩＳ加盟諸国とラトビア、エストニアおよびリトアニアなどをいいます。以下同じ。）の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	ロシア経済圏企業が発行する金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
	投資方針	・主として、ロシア経済圏企業の自国通貨建株式および他通貨建株式（預託証書を含みます。）を投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・株式の銘柄選定にあたっては、市場動向や各銘柄毎の成長性、収益性、流動性などを勘案して行ないます。 ・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

	主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%（１口当たり）
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資一任）
	信託期間	無期限（平成18年３月１日設定）
	決算日	毎年４月15日（休業日の場合は翌営業日）

「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の投資顧問会社であるＪ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インクの概要

Ｊ.Ｐ.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*は、「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受け、当該ファンドの運用を行ないます。

＊Ｊ.Ｐ.モルガン・アセット・マネジメントは、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。Ｊ.Ｐ.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクは、Ｊ.Ｐ.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

＜運用体制＞

・エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム*（以下「ＥＭＡＰ」といいます。）（2016年3月末現在約110名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の運用を担当します。

＊Ｊ.Ｐ.モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当するチームです。

・ＥＭＡＰには、当該ファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行なうポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジストおよびアナリストが所属しています。

・当該ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、ＥＭＡＰに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーから情報の提供を受け、当ファンドにおける投資判断を行います。

・Ｊ.Ｐ.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクは、前記のとおり行われた当該ファンドにおける投資判断に基づいて、株式の売買を執行します。なお、同社は、当該株式の売買執行に関し、アジア・オセアニアの取引所において取引される有価証券についてはＪＦアセット・マネジメント・リミテッド*（香港法人）に、その業務を委託する場合があります。

＊ＪＦアセット・マネジメント・リミテッドは、Ｊ.Ｐ.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

・Ｊ.Ｐ.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

●インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」が取ったリスクが妥当な水準であるか、「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

●コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

●リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」に対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＊「投資ガイドライン」とは、「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

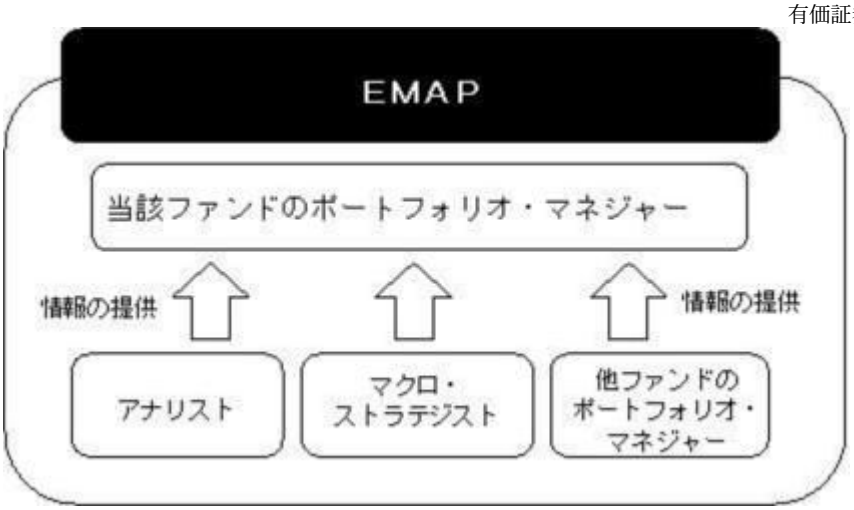

＊上記運用体制については、Ｊ.Ｐ.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを含めた「Ｊ.Ｐ.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。
（2016年3月末現在：上記は今後変更されることがあります。）

＜Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA＞（モーリシャス籍円建外国投資法人）

運用の基本方針		
	基本方針	主として、インド企業の株式に分散投資することにより長期的な信託財産の成長を目標に運用を行ない、インドの高度成長を享受することをめざします。
	主な投資対象	・インド企業の発行するインド・ルピー建株式 ・インド企業の発行する当該株式を裏付けとした預託証券（ＤＲ） ・インド・ルピー建あるいは米ドル建の流動性の高い短期金融資産
	投資方針	・主として、ムンバイの金融商品取引所に上場しているインド企業のインド・ルピー建株式を投資対象とし、分散投資することにより長期的な信託財産の成長を目標に運用を行ない、インドの高度成長を享受することをめざします。 ・純資産総額の80%以上をインド・ルピー建株式および当該株式を裏付け資産とした預託証券（ＤＲ）に投資します。 ・リスクヘッジのため派生商品、主に先物取引に投資する可能性がありますが、主な投資対象ではありません。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向や資金動向その他の要因によっては、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・１銘柄の組入れは、原則として組入れ時の純資産総額の10%を限度として投資します。 ・投資信託証券への投資は、純資産総額の５%を上限とします。 ・借入残高の合計金額が、純資産総額の10%未満の範囲で借入れを行なう場合があります。
	収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。なお、運用会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	純資産総額に対し年率0.7%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
	申込手数料	ありません。

	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他		
	運用会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年３月31日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）＞

運用の基本方針		
	基本方針	中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	「チャイナランド株式マザーファンド」および「中国Ａ株マザーファンド」を主要投資対象とします。
	投資方針	・主として、「チャイナランド株式マザーファンド」および「中国Ａ株マザーファンド」に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざし運用を行ないます。 ・マザーファンドの組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。 ・「チャイナランド株式マザーファンド」および「中国Ａ株マザーファンド」の投資比率は、経済情勢や市場動向などを勘案して決定します。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	純資産総額に対し年率0.216%（税抜0.2%）
	申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
	信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%（１口当たり）
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド（投資助言）
	信託期間	無期限（平成18年３月２日設定）
	決算日	毎月４日（休業日の場合は翌営業日）

（ご参考）
＜チャイナランド株式マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	中国経済圏（中華人民共和国、香港および台湾をいいます。以下同じ。）の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	中国経済圏企業が発行する金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
	投資方針	・主として、中国経済圏企業の自国通貨建株式および他通貨建株式（預託証書を含みます。）を投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・株式の銘柄選定にあたっては、市場動向や各銘柄毎の成長性、収益性、流動性などを勘案して行ないます。 ・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%（１口当たり）
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド（投資助言）

	信託期間	無期限（平成18年３月２日設定）
	決算日	毎年４月４日（休業日の場合は翌営業日）

（ご参考）
＜中国Ａ株マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	中華人民共和国（以下「中国」といいます。）の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	中国企業の人民元建株式を主要投資対象とします。
	投資方針	・主として中国企業の人民元建株式を投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・なお、人民元建株式を上場している中国企業が、他通貨建株式を上場している場合には、当該企業の他通貨建株式に投資を行なう場合があります。 ・外貨建株式への投資にあたっては、原則として、為替ヘッジは行ないません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	みずほ信託銀行株式会社
	投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド（投資助言）
	信託期間	無期限（平成17年２月28日設定）
	決算日	毎年９月21日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

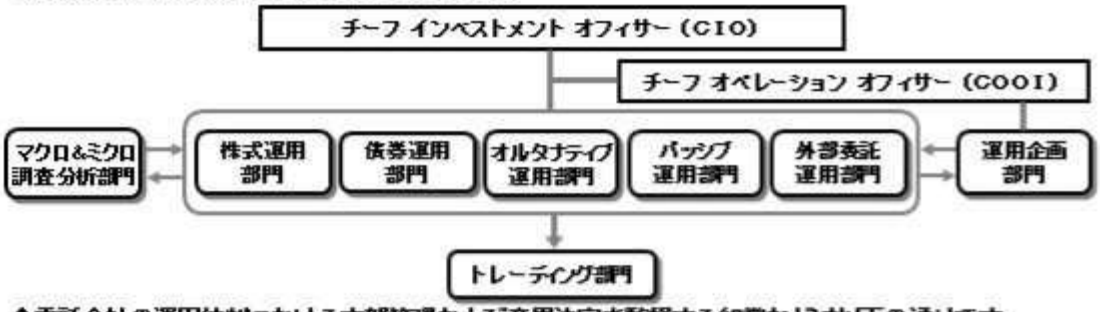

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

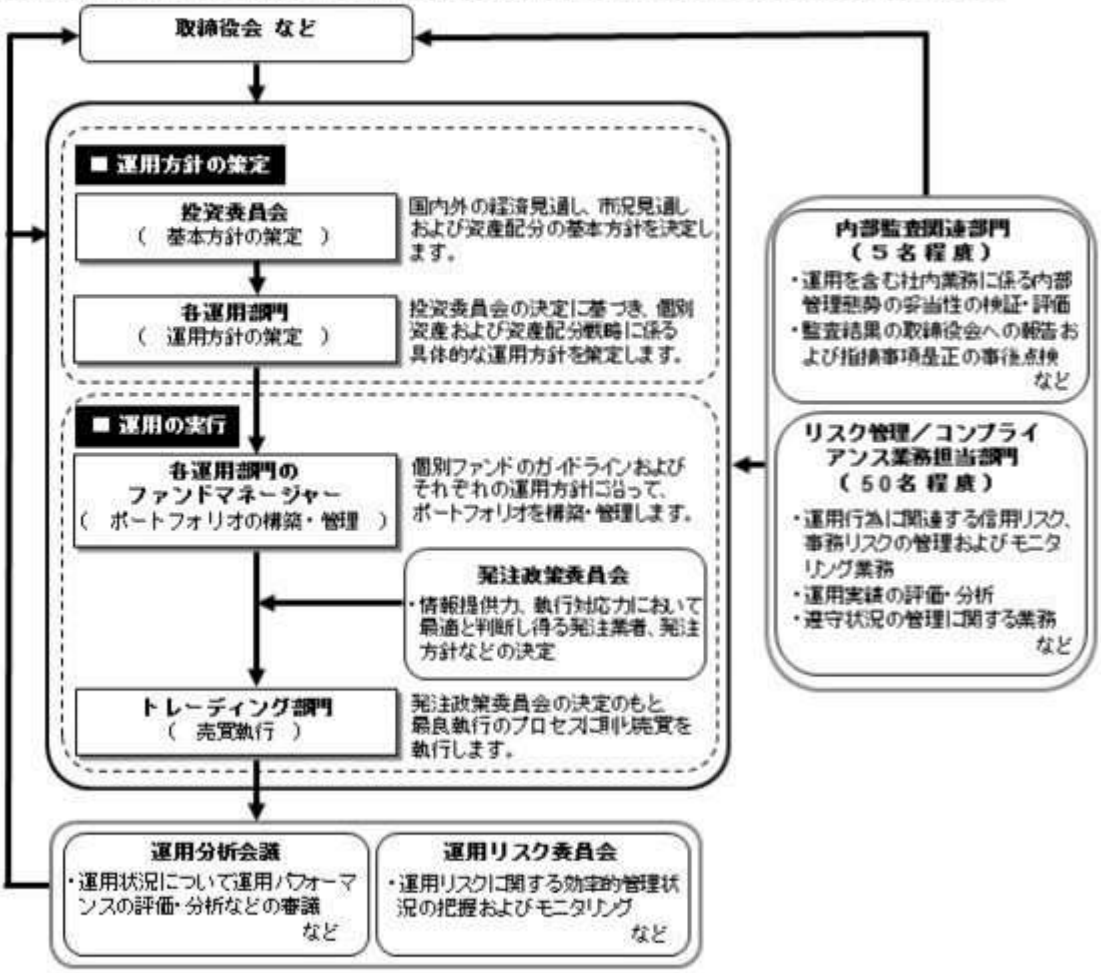

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

※上記体制は平成28年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用

を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50％以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

４）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

５）信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

６）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨

建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般にエマージング諸国の株式は、先進諸国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

・一般にエマージング諸国の株式は、先進諸国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ カントリー・リスク

・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

・一般にエマージング諸国は、情報の開示などが先進諸国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

◆ロシア株式におけるリスクおよび留意点

ロシア株式への直接投資にあたっては、決済用口座として、有価証券を保護預りする保管機関に証券口座（以下「メインアカウント」といいます。）を開設する必要があります。メインアカウントの開設に際しては、ロシアの法規制により、法人格を有する者のみ開設可能という条件があり、ファンド名義での口座開設ができません。したがって、日本マスタートラスト信託銀行株式会社名義でメインアカウントを開設し、「ロシア株式マザーファンド」名義の保護預り口座をメインアカウントの下に開設します。これらの理由により、次の事項について制限が課せられますのでご留意ください。

－選択権付権利および議決権については、メインアカウント単位でしか行使が認められておりません。そのため、選択権付権利の行使については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、同社の保有する同銘柄の株式について包括的に選択した内容となり、当ファンド独自の内容にはなりません。また、議決権は、同様な理由から、「ロシア株式マザーファンド」独自の方針で行使することはできません。

◆インド株式におけるリスクおよび留意点
有価証券届出書提出日現在、インドとモーリシャスの２国間条約により、モーリシャスからインドに対して投資を行なった場合には、インドで発生したキャピタルゲインに関する課税はなされません。ただし、将来において、インド国内で発生したキャピタルゲインに対し、インド国内において課税される可能性があります。

◆中国企業の人民元建株式におけるリスクおよび留意点
・中国の国家外貨管理局（ＳＡＦＥ）は、その裁量で中国の外貨収支残高状況などを理由として、日本国内への元金および収益の送金を規制することができます。したがって、想定したスケジュール通りに信託財産の回金が行なえない可能性があります。
・取引所の判断により、個別の銘柄について一定期間取引を中止するなどの停止措置に関する制約や規制がございます。これらの制約や規制が中国株に関する価格変動リスクや流動性リスクとなって顕在化する場合は、不測の損失を被るリスクがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制
＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

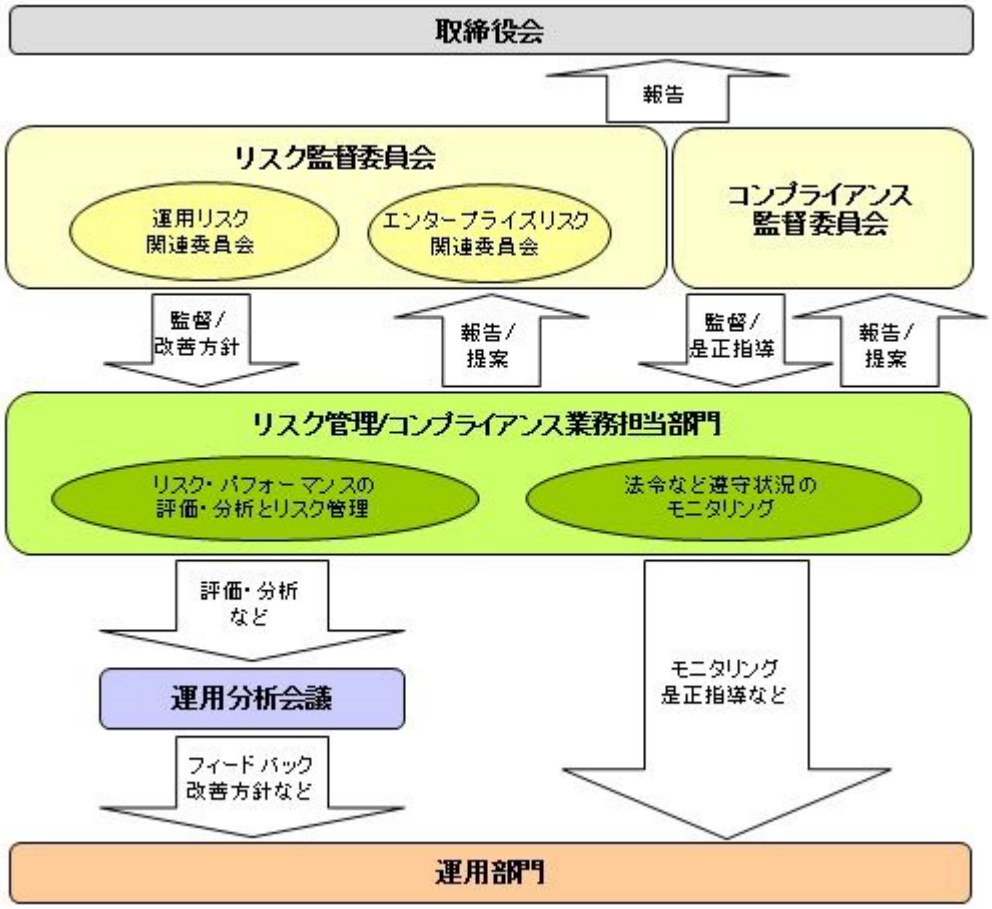

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成28年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

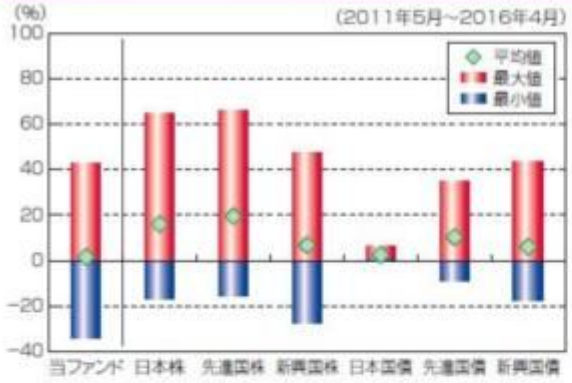

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.7%	16.1%	19.5%	6.8%	2.5%	10.3%	6.0%
最大値	42.6%	65.0%	65.7%	47.4%	6.7%	34.9%	43.7%
最小値	-33.6%	-17.0%	-15.6%	-27.4%	0.4%	-8.6%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2011年5月から2016年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年5月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc．に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc．に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債
当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.7604%（税抜1.63%）
投資対象とする投資信託証券	0.229%（税抜0.225%）程度※
実質的負担	1.9894%（税抜1.855%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.7604%（税抜1.63%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.229%（税抜0.225%）程度※がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.9894%（税抜1.855%）程度となります。
※投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスＡ」および「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」をそれぞれ25%組み入れると想定した場合の概算値です。
※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１　ファンドの状況－２　投資方針－（２）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

＊受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.63%	0.70%	0.85%	0.08%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※当ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

※投資対象とする「ブラジル株式マザーファンド」および「ロシア株式マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① やむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑦ 格付の取得に要する費用。
⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解

約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞
「ブラジル株式マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税（ブラジル市場における金融取引税を含みます。）　など

◆ブラジル株式投資における金融取引税について
ブラジル株式への投資に際し、金融取引税が課される場合があります（2016年4月末現在：税率0%）。追加設定などでブラジル株式へ投資する際の金融取引税はファンド全体で負担するため、既存受益者も含めた全受益者が負担することになります。なお、前記取扱いや税率は事前の予告なく変更となる場合があります。

「ロシア株式マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」
・事務管理費用
・資産の保管費用
・有価証券売買時の売買委託手数料
・設立に係る費用
・法律顧問費用
・監査費用
・信託財産に関する租税　など

「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①　個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%およ

び地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ）の場合

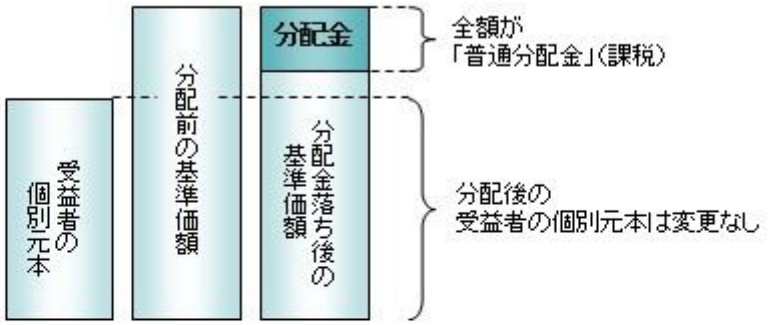

ロ）、ハ）の場合

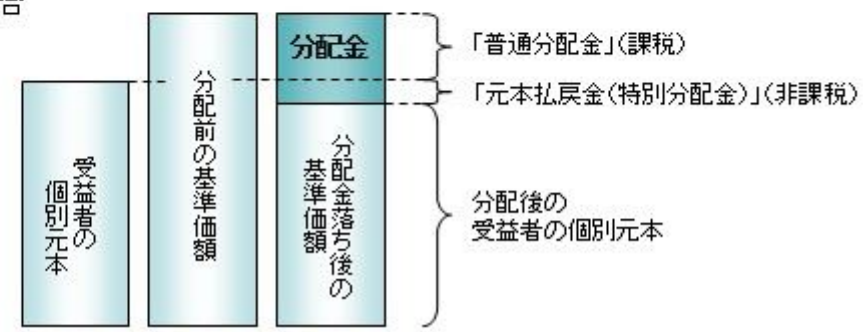

※上記は平成28年 7月15日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【日興ＢＲＩＣｓ株式ファンド】

以下の運用状況は2016年 4月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	2,706,367,724	25.00
投資証券	モーリシャス	2,864,208,190	26.45
親投資信託受益証券	日本	5,094,638,538	47.05
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	162,194,719	1.50
合計（純資産総額）		10,827,409,171	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)

モーリシャス	投資証券	Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA	1,887,825,066	1.4718	2,778,595,067	1.5172	2,864,208,190	26.45
日本	投資信託受益証券	チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）	4,045,997,495	0.6857	2,774,529,559	0.6689	2,706,367,724	25.00
日本	親投資信託受益証券	ブラジル株式マザーファンド	2,709,104,600	0.9708	2,629,998,746	0.9851	2,668,738,941	24.65
日本	親投資信託受益証券	ロシア株式マザーファンド	3,020,293,323	0.7995	2,414,724,512	0.8032	2,425,899,597	22.41

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	25.00
投資証券	26.45
親投資信託受益証券	47.05
合　　計	98.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末　(2007年 4月16日)	144,843	145,780	1.4393	1.4493
第3計算期間末　(2008年 4月15日)	122,374	123,133	1.6116	1.6216
第4計算期間末　(2009年 4月15日)	45,486	45,486	0.7492	0.7492
第5計算期間末　(2010年 4月15日)	75,967	76,542	1.3208	1.3308
第6計算期間末　(2011年 4月15日)	51,537	51,945	1.2625	1.2725
第7計算期間末　(2012年 4月16日)	33,396	33,396	0.9600	0.9600
第8計算期間末　(2013年 4月15日)	27,919	28,171	1.1072	1.1172
第9計算期間末　(2014年 4月15日)	18,622	18,792	1.0899	1.0999
第10計算期間末　(2015年 4月15日)	17,544	17,671	1.3776	1.3876
第11計算期間末　(2016年 4月15日)	10,720	10,822	1.0499	1.0599
2015年 4月末日	17,194	―	1.3585	―
5月末日	17,355	―	1.4056	―
6月末日	15,937	―	1.3250	―
7月末日	14,912	―	1.2760	―

8月末日	12,814	—	1.1361	—
9月末日	11,881	—	1.0601	—
10月末日	12,649	—	1.1424	—
11月末日	12,581	—	1.1560	—
12月末日	11,721	—	1.1094	—
2016年 1月末日	10,240	—	0.9793	—
2月末日	9,678	—	0.9316	—
3月末日	10,838	—	1.0540	—
4月末日	10,827	—	1.0570	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2006年 4月18日～2007年 4月16日	0.0100
第3期	2007年 4月17日～2008年 4月15日	0.0100
第4期	2008年 4月16日～2009年 4月15日	0.0000
第5期	2009年 4月16日～2010年 4月15日	0.0100
第6期	2010年 4月16日～2011年 4月15日	0.0100
第7期	2011年 4月16日～2012年 4月16日	0.0000
第8期	2012年 4月17日～2013年 4月15日	0.0100
第9期	2013年 4月16日～2014年 4月15日	0.0100
第10期	2014年 4月16日～2015年 4月15日	0.0100
第11期	2015年 4月16日～2016年 4月15日	0.0100

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第2期	2006年 4月18日～2007年 4月16日	40.31
第3期	2007年 4月17日～2008年 4月15日	12.67
第4期	2008年 4月16日～2009年 4月15日	△53.51
第5期	2009年 4月16日～2010年 4月15日	77.63
第6期	2010年 4月16日～2011年 4月15日	△3.66
第7期	2011年 4月16日～2012年 4月16日	△23.96
第8期	2012年 4月17日～2013年 4月15日	16.38
第9期	2013年 4月16日～2014年 4月15日	△0.66
第10期	2014年 4月16日～2015年 4月15日	27.31
第11期	2015年 4月16日～2016年 4月15日	△23.06

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2006年 4月18日～2007年 4月16日	24,432,352,926	41,393,605,571
第3期	2007年 4月17日～2008年 4月15日	16,578,467,735	41,280,511,888
第4期	2008年 4月16日～2009年 4月15日	8,319,805,077	23,540,288,730
第5期	2009年 4月16日～2010年 4月15日	28,734,573,560	31,930,439,332
第6期	2010年 4月16日～2011年 4月15日	4,584,542,887	21,277,881,085
第7期	2011年 4月16日～2012年 4月16日	2,689,248,067	8,725,465,543
第8期	2012年 4月17日～2013年 4月15日	537,691,438	10,108,817,370
第9期	2013年 4月16日～2014年 4月15日	277,141,184	8,406,363,861
第10期	2014年 4月16日～2015年 4月15日	235,239,976	4,586,316,583
第11期	2015年 4月16日～2016年 4月15日	134,127,314	2,658,192,163

（参考）

ブラジル株式マザーファンド

以下の運用状況は2016年 4月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ブラジル	2,576,322,261	96.53
	バミューダ	31,497,147	1.18
	小計	2,607,819,408	97.71
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	60,988,355	2.29
合計（純資産総額）		2,668,807,763	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ブラジル	株式	AMBEV SA-ADR	食品・飲料・タバコ	443,705	584.96	259,553,004	598.13	265,396,599	9.94
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	312,742	816.14	255,241,622	828.61	259,141,930	9.71
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	242,827	1,017.90	247,174,332	1,044.96	253,744,502	9.51
ブラジル	株式	BM&FBOVESPA SA	各種金融	300,600	528.70	158,927,220	548.91	165,003,849	6.18

ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	保険	135,133	1,007.63	136,165,416	973.74	131,584,542	4.93
ブラジル	株式	RAIA DROGASIL SA	食品・生活必需品小売り	71,510	1,661.36	118,803,997	1,709.87	122,273,376	4.58
ブラジル	株式	LOJAS RENNER S.A.	小売	169,870	673.93	114,481,678	638.79	108,511,937	4.07
ブラジル	株式	CIELO SA	ソフトウェア・サービス	98,880	1,036.56	102,495,350	1,048.07	103,633,162	3.88
ブラジル	株式	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	エネルギー	44,300	2,239.20	99,196,560	2,255.06	99,899,202	3.74
ブラジル	株式	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PRF	銀行	349,323	263.72	92,126,256	270.88	94,624,963	3.55
ブラジル	株式	VALID SOLUCOES SA	商業・専門サービス	80,330	985.86	79,194,937	1,119.91	89,962,451	3.37
ブラジル	株式	WEG SA	資本財	189,360	433.53	82,093,998	472.71	89,514,259	3.35
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	72,502	1,022.87	74,160,121	1,044.82	75,751,540	2.84
ブラジル	株式	TRACTEBEL ENERGIA SA ORD	公益事業	61,480	1,156.91	71,127,441	1,206.67	74,186,686	2.78
ブラジル	株式	CCR SA	運輸	147,410	460.90	67,941,564	485.47	71,563,280	2.68
ブラジル	株式	ODONTOPREV S.A.	ヘルスケア機器・サービス	189,075	378.48	71,562,430	370.09	69,974,767	2.62
ブラジル	株式	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	素材	157,070	382.52	60,083,987	436.95	68,632,522	2.57
ブラジル	株式	LINX SA	ソフトウェア・サービス	44,080	1,555.00	68,544,400	1,490.93	65,720,371	2.46
ブラジル	株式	KROTON EDUCACIONAL SA	消費者サービス	159,600	369.46	58,967,093	391.86	62,540,856	2.34
ブラジル	株式	EMBRAER SA ADR	資本財	19,309	2,736.06	52,830,727	2,716.31	52,449,278	1.97
ブラジル	株式	TRANSMISSORA ALIANCA DE-UNIT	公益事業	74,730	643.76	48,108,932	628.22	46,946,881	1.76
ブラジル	株式	CPFL ENERGIA SA	公益事業	64,750	595.56	38,562,833	631.32	40,878,617	1.53
ブラジル	株式	EZ TEC EMPREENDIMENTOS E PAR	耐久消費財・アパレル	72,951	526.52	38,410,380	524.65	38,274,253	1.43
ブラジル	株式	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	32,770	1,019.45	33,407,638	1,060.19	34,742,721	1.30
ブラジル	株式	VALE SA	素材	55,870	566.02	31,623,538	604.89	33,795,484	1.27
バミューダ	株式	WILSON SONS LTD-BDR	運輸	30,690	995.20	30,542,688	1,026.30	31,497,147	1.18
ブラジル	株式	IOCHPE-MAXION S.A.	資本財	52,690	497.60	26,218,544	492.00	25,923,585	0.97
ブラジル	株式	MARCOPOLO SA-PREF	資本財	199,634	79.30	15,831,974	80.23	16,018,233	0.60
ブラジル	株式	OURO FINO SAUDE ANIMAL PARTI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11,170	1,367.77	15,278,080	1,399.50	15,632,415	0.59

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	3.74
		素材	3.84
		資本財	6.89
		商業・専門サービス	3.37
		運輸	5.16
		耐久消費財・アパレル	1.43
		消費者サービス	2.34

		小売	4.07
		食品・生活必需品小売り	4.58
		食品・飲料・タバコ	9.94
		ヘルスケア機器・サービス	2.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.59
		銀行	25.60
		各種金融	6.18
		保険	4.93
		ソフトウェア・サービス	6.35
		公益事業	6.07
合　　計			97.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ロシア株式マザーファンド

以下の運用状況は2016年 4月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	24,153,824	1.00
	オランダ	67,333,718	2.78
	キプロス	62,013,260	2.56
	ロシア	2,069,720,483	85.32
	ジャージー	32,632,598	1.35
	ガーンジー	41,635,839	1.72
	英ヴァージン諸島	77,531,790	3.20
	ジョージア	25,190,917	1.04
	小計	2,400,212,429	98.94
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	25,674,628	1.06
合計（純資産総額）		2,425,887,057	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ロシア	株式	SBERBANK	銀行	1,322,172	198.46	262,406,732	202.72	268,039,840	11.05
ロシア	株式	GAZPROM PAO-SPON ADR	エネルギー	497,590	490.25	243,945,115	534.59	266,007,758	10.97
ロシア	株式	MAGNIT PJSC	食品・生活必需品小売り	13,802	16,973.05	234,262,162	14,810.17	204,409,994	8.43
ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	エネルギー	297,600	519.11	154,489,368	559.72	166,574,160	6.87
ロシア	株式	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS	各種金融	956,580	171.21	163,776,062	173.45	165,928,247	6.84
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAS-PFD	エネルギー	1,953,340	72.43	141,490,183	72.07	140,795,594	5.80
ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON-ADR	エネルギー	29,940	4,625.96	138,501,318	4,554.62	136,365,473	5.62
ロシア	株式	PJSC ALROSA	素材	1,076,320	119.11	128,203,458	124.45	133,953,838	5.52
ロシア	株式	ROS AGRO PLC REG S-GDR	食品・飲料・タバコ	51,025	1,909.65	97,439,892	1,673.68	85,399,905	3.52
ロシア	株式	SEVERSTAL - GDR REG S	素材	62,012	1,307.12	81,057,280	1,285.17	79,696,117	3.29
ロシア	株式	PHOSAGRO OAO REG S-GDR	素材	43,907	1,514.55	66,499,347	1,679.17	73,727,537	3.04
英ヴァージン諸島	株式	LUXOFT HOLDING INC	ソフトウェア・サービス	10,150	6,154.78	62,471,017	6,534.51	66,325,327	2.73
ロシア	株式	TATNEFT 3 SERIES-PRF	エネルギー	196,550	324.40	63,760,848	326.24	64,123,032	2.64
ロシア	株式	MEGAFON-REG S-GDR	電気通信サービス	49,380	1,177.18	58,129,339	1,196.27	59,072,059	2.44
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	素材	34,867	1,524.42	53,152,214	1,631.98	56,902,334	2.35
ロシア	株式	TATNEFT-SPONSORED-ADR	エネルギー	14,386	3,439.56	49,481,582	3,495.53	50,286,802	2.07
ロシア	株式	CHERKIZOVO GROUP-GDR REG S	食品・飲料・タバコ	45,085	994.33	44,829,593	1,037.13	46,759,344	1.93
キプロス	株式	QIWI PLC-SPONSORED-ADR	ソフトウェア・サービス	31,130	1,799.90	56,030,887	1,368.58	42,603,973	1.76
ガーンジー	株式	ETALON GROUP-GDR REG S	不動産	170,121	228.04	38,794,665	244.74	41,635,839	1.72
オランダ	株式	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	食品・生活必需品小売り	19,218	2,359.62	45,347,274	2,107.20	40,496,170	1.67
ロシア	株式	SOLLERS PAO	自動車・自動車部品	48,466	793.53	38,459,375	723.30	35,055,815	1.45
ジャージー	株式	HIGHLAND GOLD MINING LTD	素材	218,260	129.57	28,281,585	149.51	32,632,598	1.35
オランダ	株式	NOSTRUM OIL & GAS PLC	エネルギー	56,423	393.70	22,213,757	475.64	26,837,548	1.11
ジョージア	株式	TBC BANK JSC-REGS-GDR	銀行	21,860	1,076.64	23,535,514	1,152.37	25,190,917	1.04
ロシア	株式	ACRON	素材	4,089	6,113.70	24,998,921	6,083.49	24,875,425	1.03
アメリカ	株式	EPAM SYSTEMS INC	ソフトウェア・サービス	2,920	8,359.65	24,410,200	8,271.85	24,153,824	1.00
キプロス	株式	MD MEDICAL GROUP INVEST-REGS-GDR	ヘルスケア機器・サービス	32,750	598.13	19,589,003	592.64	19,409,287	0.80
ロシア	株式	SISTEMA JSFC	電気通信サービス	359,894	31.74	11,426,234	32.64	11,747,209	0.48

英ヴァージン諸島	株式	MAIL.RU GROUP REGS-GDR	ソフトウェア・サービス	5,030	2,463.88	12,393,354	2,227.92	11,206,463	0.46

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	35.08
		素材	16.56
		自動車・自動車部品	1.45
		食品・生活必需品小売り	10.10
		食品・飲料・タバコ	5.45
		ヘルスケア機器・サービス	0.80
		銀行	12.09
		各種金融	6.84
		不動産	1.72
		ソフトウェア・サービス	5.95
		電気通信サービス	2.92
合　　計			98.94

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）

以下の運用状況は2016年 4月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,820,680,900	99.49
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	45,228,452	0.51
合計（純資産総額）		8,865,909,352	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	チャイナランド株式マザーファンド	3,182,109,264	1.4921	4,748,235,848	1.4991	4,770,299,997	53.80
日本	親投資信託受益証券	中国A株マザーファンド	1,268,042,359	3.2771	4,155,501,614	3.1942	4,050,380,903	45.68

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.49
合　　計	99.49

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

チャイナランド株式マザーファンド

以下の運用状況は2016年 4月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ケイマン	1,356,600,052	28.44
	香港	867,712,012	18.19
	台湾	1,046,466,886	21.94
	中国	999,566,894	20.95
	小計	4,270,345,844	89.52
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	500,066,224	10.48
合計（純資産総額）		4,770,412,068	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)

台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	473,523	537.31	254,431,011	530.53	251,220,525	5.27
香港	株式	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	保険	913,970	233.90	213,780,290	231.77	211,837,225	4.44
中国	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	84,900	2,242.77	190,411,597	2,256.92	191,612,932	4.02
ケイマン	株式	GREENLAND HONG KONG HOLDINGS	不動産	4,466,000	33.81	151,033,421	42.87	191,477,517	4.01
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	保険	419,400	397.61	166,759,731	399.73	167,649,907	3.51
香港	株式	CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,136,000	53.09	166,518,591	52.49	164,629,024	3.45
ケイマン	株式	SINOSOFT TECHNOLOGY GROUP LT	ソフトウェア・サービス	2,474,000	55.18	136,527,690	59.99	148,430,104	3.11
香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	52,000	2,606.43	135,534,360	2,818.68	146,571,360	3.07
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK - H	銀行	620,000	228.38	141,596,220	236.30	146,509,100	3.07
台湾	株式	HERMES MICROVISION INC	半導体・半導体製造装置	40,000	3,124.92	124,997,097	3,251.01	130,040,400	2.73
中国	株式	SINOPHARM GROUP CO-H	ヘルスケア機器・サービス	267,600	479.68	128,363,706	479.68	128,363,706	2.69
台湾	株式	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	半導体・半導体製造装置	753,000	169.83	127,888,767	169.83	127,888,767	2.68
ケイマン	株式	KINGSOFT CORP LTD	ソフトウェア・サービス	494,000	252.71	124,843,186	253.00	124,982,988	2.62
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	181,400	610.57	110,757,852	670.00	121,538,454	2.55
ケイマン	株式	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	774,000	145.74	112,806,630	144.89	112,149,504	2.35
台湾	株式	TSC AUTO ID TECHNOLOGY CO LT	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	111,100	1,000.05	111,105,555	1,000.05	111,105,555	2.33
ケイマン	株式	CHINA HARMONY NEW ENERGY AUT	小売	1,491,500	57.73	86,107,278	72.30	107,845,145	2.26
中国	株式	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	10,408,000	9.76	101,618,508	9.19	95,727,580	2.01
中国	株式	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	各種金融	508,000	185.93	94,452,948	187.34	95,171,768	2.00
台湾	株式	HIWIN TECHNOLOGIES CORP	資本財	184,000	517.50	95,221,605	510.19	93,875,880	1.97
台湾	株式	EVEREST TEXTILE	耐久消費財・アパレル	1,760,000	53.90	94,865,760	52.20	91,882,560	1.93
中国	株式	PICC PROPERTY & CASUALTY - H	保険	432,000	198.10	85,579,200	205.74	88,880,112	1.86
ケイマン	株式	BAIDU INC - SPON ADR	ソフトウェア・サービス	4,240	21,144.00	89,650,589	20,627.51	87,460,653	1.83
香港	株式	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	888,000	99.88	88,700,878	97.49	86,574,228	1.81
ケイマン	株式	PEAK SPORT PRODUCTS LTD	耐久消費財・アパレル	2,832,000	26.60	75,336,864	30.56	86,557,248	1.81

中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	1,431,000	59.71	85,449,302	59.85	85,651,789	1.80
ケイマン	株式	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	自動車・自動車部品	696,000	111.21	77,408,424	115.60	80,461,428	1.69
ケイマン	株式	CASETEK HOLDINGS LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	151,000	576.30	87,021,300	513.58	77,551,335	1.63
ケイマン	株式	PARADE TECHNOLOGIES LTD	半導体・半導体製造装置	70,000	1,084.80	75,936,000	1,057.68	74,037,600	1.55
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	56,000	1,211.94	67,869,060	1,296.14	72,583,840	1.52

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	資本財	4.55
		自動車・自動車部品	1.69
		耐久消費財・アパレル	5.70
		メディア	2.16
		小売	2.26
		ヘルスケア機器・サービス	2.69
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.37
		銀行	4.87
		各種金融	5.07
		保険	13.37
		不動産	4.01
		ソフトウェア・サービス	11.58
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.12
		電気通信サービス	1.52
		半導体・半導体製造装置	15.56
合　計			89.52

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

中国A株マザーファンド

以下の運用状況は2016年 4月28日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	8,828,448,284	93.18
新株予約権付社債券等	中国	14,122,112	0.15
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	632,211,704	6.67
合計（純資産総額）		9,474,782,100	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
中国	株式	INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	銀行	1,300,735	240.34	312,624,763	272.77	354,806,038	3.74
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	保険	601,674	519.70	312,693,167	544.87	327,834,955	3.46
中国	株式	HUATAI SECURITIES CO LTD	各種金融	1,000,000	257.76	257,761,414	297.60	297,601,800	3.14
中国	株式	CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	各種金融	1,000,000	309.03	309,035,928	284.76	284,765,400	3.01
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-A	銀行	900,000	293.64	264,282,011	301.99	271,793,880	2.87
中国	株式	BANK OF BEIJING CO LTD -A	銀行	1,400,000	151.18	211,665,966	177.17	248,046,540	2.62
中国	株式	EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	各種金融	750,000	315.35	236,518,561	299.62	224,721,450	2.37
中国	株式	BANK OF NANJING CO LTD -A	銀行	700,000	263.53	184,476,766	274.80	192,360,210	2.03
中国	株式	CHINA MINSHENG BANKING-A	銀行	1,200,000	146.59	175,914,011	158.59	190,316,520	2.01
中国	株式	HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	耐久消費財・アパレル	220,000	631.48	138,927,181	852.94	187,647,900	1.98
中国	株式	CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	銀行	3,000,000	72.93	218,798,333	61.64	184,945,500	1.95
中国	株式	AISINO CO LTD-A	ソフトウェア・サービス	199,900	848.55	169,625,864	909.52	181,814,347	1.92
中国	株式	GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	各種金融	600,000	385.56	231,338,090	283.92	170,352,540	1.80
中国	株式	HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	200,000	690.75	138,150,063	774.57	154,915,080	1.64
中国	株式	POLY REAL ESTATE GROUP CO -A	不動産	1,000,000	165.30	165,303,094	153.86	153,867,900	1.62
中国	株式	FIBERHOME TELECOM TECH CO-A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	370,000	401.13	148,420,875	415.83	153,857,766	1.62
中国	株式	NINGBO CONSTRUCTION CO LTD-A	資本財	800,000	189.42	151,536,593	191.70	153,361,200	1.62
中国	株式	ZHEJIANG HUACE FILM & TV-A	メディア	350,000	424.10	148,437,765	431.03	150,861,480	1.59
中国	株式	BY-HEALTH CO LTD-A	家庭用品・パーソナル用品	640,000	290.61	185,991,129	233.75	149,604,864	1.58
中国	株式	CHINA NONFERROUS METAL IND-A	素材	600,000	231.09	138,658,749	247.26	148,361,760	1.57
中国	株式	GUIZHOU PANJIANG REFINED-A	エネルギー	808,100	155.39	125,572,855	182.24	147,270,649	1.55
中国	株式	BEIJING SHUNXIN AGRICULT-A	食品・飲料・タバコ	450,000	351.27	158,074,905	322.93	145,321,560	1.53

中国	株式	BEIJING ORIGINWATER TECHNO-A	商業・専門サービス	200,000	737.92	147,584,820	692.82	138,565,560	1.46
中国	株式	SHANDONG YISHENG LIVESTOCK-A	食品・飲料・タバコ	200,000	730.18	146,036,759	690.80	138,160,200	1.46
中国	株式	FUJIAN SUNNER DEVELOPMENT-A	食品・飲料・タバコ	350,600	321.01	112,548,857	383.40	134,421,092	1.42
中国	株式	GLOBAL TOP E-COMMERCE CO-A	小売	220,000	573.92	126,263,641	609.72	134,140,380	1.42
中国	株式	MIDEA GROUP CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	250,000	436.43	109,109,400	523.25	130,813,050	1.38
中国	株式	HUAFA INDUSTRIAL SHARE CO-A	不動産	618,536	201.61	124,703,552	207.91	128,603,469	1.36
中国	株式	HEBEI BAOSHUO CO-A	素材	600,000	235.14	141,085,302	214.16	128,499,120	1.36
中国	株式	BEIJING HOMYEAR CAPITAL HO-A	不動産	700,000	194.91	136,437,420	179.87	125,914,950	1.33

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	2.88
		素材	12.48
		資本財	9.18
		商業・専門サービス	1.46
		自動車・自動車部品	0.86
		耐久消費財・アパレル	3.36
		消費者サービス	0.91
		メディア	2.74
		小売	1.42
		食品・飲料・タバコ	7.73
		家庭用品・パーソナル用品	1.58
		ヘルスケア機器・サービス	1.74
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.79
		銀行	15.22
		各種金融	10.32
		保険	3.46
		不動産	6.52
		ソフトウェア・サービス	4.63
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.92
新株予約権付社債券等	―	―	0.15
合　　計			93.33

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2016年4月28日現在

基準価額・純資産の推移

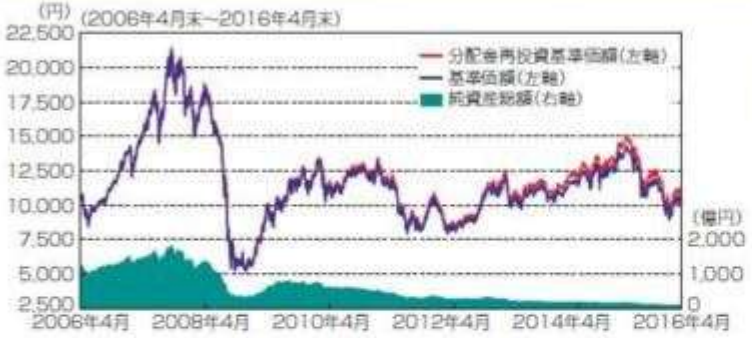

基準価額…… **10,570円**

純資産総額…… **108.27億円**

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2006年4月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2012年4月	2013年4月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	設定来累計
0円	100円	100円	100円	100円	800円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

投資信託証券名称	投資国	比率※1	株式組入上位銘柄	業　種	比率※2
ブラジル株式マザーファンド	ブラジル	24.6%	AMBEV SA-ADR	食品・飲料・タバコ	9.9%
			BANCO BRADESCO-ADR	銀行	9.7%
			ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	9.5%
ロシア株式マザーファンド	ロシア	22.4%	SBERBANK	銀行	11.0%
			GAZPROM PAO-SPON ADR	エネルギー	11.0%
			MAGNIT PJSC	食品・生活必需品小売り	8.4%
Nikko Asset Management (Mauritius)Ltd クラスA	インド	26.5%	Infosys Technologies	Information Technology	12.5%
			Housing Development Finance	Banking & Financial	6.6%
			HDFC Bank	Banking & Financial	4.8%
チャイナランド株式ファンド (適格機関投資家向け)	中国	25.0%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	2.8%
			CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	保険	2.4%
			TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	2.2%
現金その他		1.5%			

※1:当ファンドの純資産総額比率です。※2:投資信託証券の純資産総額比率です。

年間収益率の推移

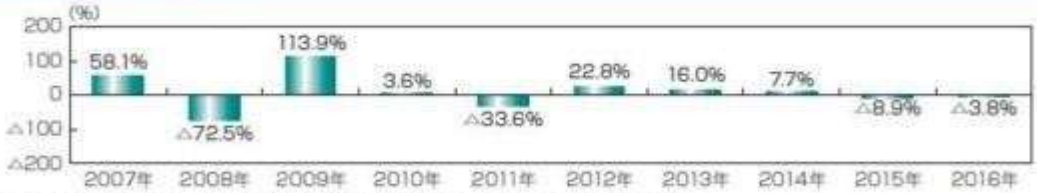

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2016年は2016年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●サンパウロ証券取引所の休業日
●ロシア証券取引所の休業日
●ムンバイの証券取引所の休業日
●香港証券取引所の休業日
●シンガポール証券取引所の休業日
●シンガポールの銀行休業日

（６）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（10）償還乗換
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収され

ない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

（11）乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●サンパウロ証券取引所の休業日
●ロシア証券取引所の休業日
●ムンバイの証券取引所の休業日
●香港証券取引所の休業日
●シンガポール証券取引所の休業日
●シンガポールの銀行休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して８営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

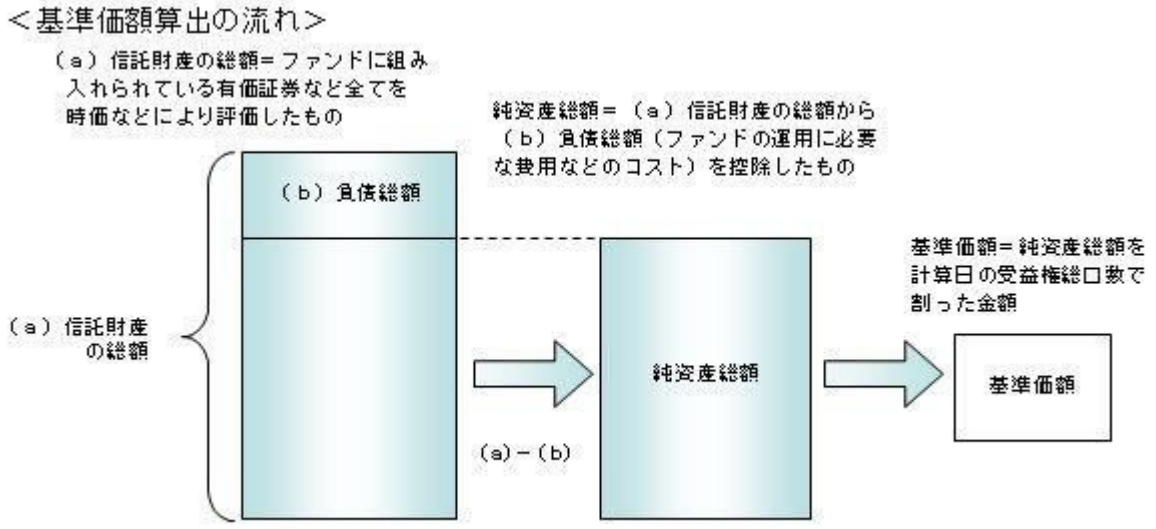

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成33年 4月15日までとします（平成18年 3月 1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年４月16日から翌年４月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

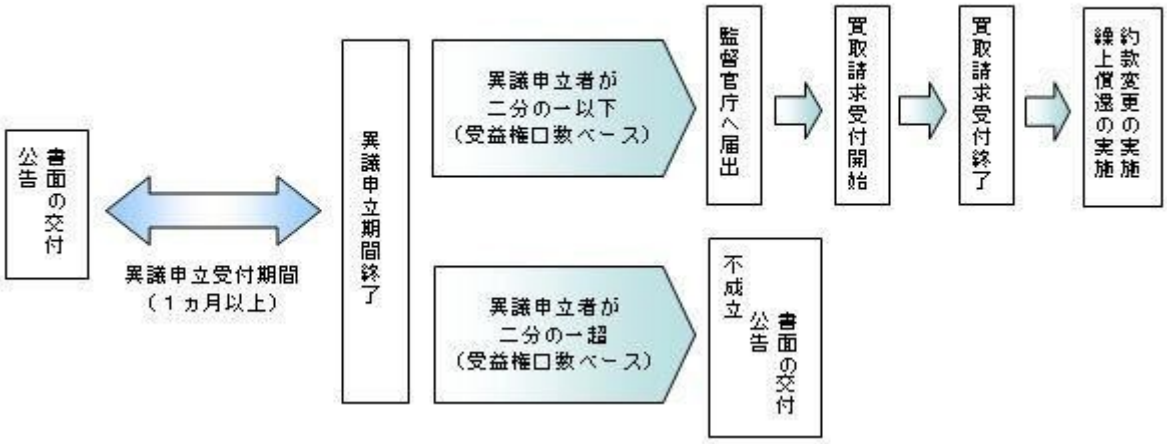

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　http://www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成27年 4月16日から平成28年 4月15日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【日興ＢＲＩＣｓ株式ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 平成27年 4月15日現在	第11期 平成28年 4月15日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	187,003,052
コール・ローン	598,887,820	182,566,663
投資信託受益証券	4,875,825,288	2,732,514,954
投資証券	4,392,286,580	2,745,842,797
親投資信託受益証券	8,023,991,013	5,095,037,440
未収入金	188,823,100	39,418,521
未収利息	703	5
流動資産合計	18,079,814,504	10,982,383,432
資産合計	18,079,814,504	10,982,383,432
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	127,347,776	102,107,128
未払解約金	256,056,988	58,950,773
未払受託者報酬	7,375,908	4,867,614
未払委託者報酬	142,909,295	94,311,166
その他未払費用	2,117,303	1,611,785
流動負債合計	535,807,270	261,848,466
負債合計	535,807,270	261,848,466
純資産の部		
元本等		
元本	12,734,777,695	10,210,712,846
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,809,229,539	509,822,120
（分配準備積立金）	4,829,270,289	4,505,521,827
元本等合計	17,544,007,234	10,720,534,966
純資産合計	17,544,007,234	10,720,534,966
負債純資産合計	18,079,814,504	10,982,383,432

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自　平成26年 4月16日 至　平成27年 4月15日	第11期 自　平成27年 4月16日 至　平成28年 4月15日
営業収益		
受取配当金	806,835,176	811,550,858
受取利息	193,341	128,853
有価証券売買等損益	3,827,130,414	△4,222,970,113
営業収益合計	4,634,158,931	△3,411,290,402
営業費用		
受託者報酬	15,442,702	11,428,670
委託者報酬	299,204,660	221,432,898
その他費用	2,611,336	2,013,592
営業費用合計	317,258,698	234,875,160
営業利益又は営業損失（△）	4,316,900,233	△3,646,165,562
経常利益又は経常損失（△）	4,316,900,233	△3,646,165,562
当期純利益又は当期純損失（△）	4,316,900,233	△3,646,165,562
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	555,104,951	△393,096,266
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,536,192,903	4,809,229,539
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,783,601	46,375,311
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,783,601	46,375,311
剰余金減少額又は欠損金増加額	397,194,471	990,606,306
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	397,194,471	990,606,306
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	127,347,776	102,107,128
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,809,229,539	509,822,120

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第10期 平成27年 4月15日現在	第11期 平成28年 4月15日現在
１．	期首元本額	17,085,854,302円	12,734,777,695円
	期中追加設定元本額	235,239,976円	134,127,314円
	期中一部解約元本額	4,586,316,583円	2,658,192,163円
２．	受益権の総数	12,734,777,695口	10,210,712,846口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日		第11期 自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	44,897,917円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	32,172,344円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	894,661,496円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	763,681,601円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	4,068,681,480円	C 信託約款に定める収益調整金	3,304,086,685円
D 信託約款に定める分配準備積立金	4,061,956,569円	D 信託約款に定める分配準備積立金	3,843,947,354円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	9,025,299,545円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	7,911,715,640円
F 分配対象収益(1万口当たり)	7,087円	F 分配対象収益(1万口当たり)	7,748円
G 分配金額	127,347,776円	G 分配金額	102,107,128円
H 分配金額(1万口当たり)	100円	H 分配金額(1万口当たり)	100円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第10期 自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日	第11期 自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第10期 平成27年 4月15日現在	第11期 平成28年 4月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第10期（平成27年 4月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,662,159,501
投資証券	1,516,003,583
親投資信託受益証券	△358,708,794
合計	2,819,454,290

第11期（平成28年 4月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,818,115,648
投資証券	△987,471,768
親投資信託受益証券	△1,144,623,486
合計	△3,950,210,902

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第10期 平成27年 4月15日現在		第11期 平成28年 4月15日現在	
1口当たり純資産額	1.3776円	1口当たり純資産額	1.0499円
(1万口当たり純資産額)	(13,776円)	(1万口当たり純資産額)	(10,499円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）	3,984,419,589	2,732,514,954	
投資信託受益証券 合計		3,984,419,589	2,732,514,954	
投資証券	Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA	1,865,762,586	2,745,842,797	
投資証券 合計		1,865,762,586	2,745,842,797	
親投資信託受益証券	ブラジル株式マザーファンド	2,735,113,298	2,655,247,989	
	ロシア株式マザーファンド	3,051,644,092	2,439,789,451	
親投資信託受益証券 合計		5,786,757,390	5,095,037,440	
合計		11,636,939,565	10,573,395,191	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「ブラジル株式マザーファンド」「ロシア株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

（参考）

ブラジル株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年 4月15日現在	平成28年 4月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	108,871,064	12,355,463
金銭信託	-	506,002
コール・ローン	1,000,593	493,998
株式	3,410,581,481	2,639,396,814
派生商品評価勘定	2,170	-
未収入金	-	7,406,916
未収配当金	9,095,652	5,422,692
未収利息	1	-
流動資産合計	3,529,550,961	2,665,581,885
資産合計	3,529,550,961	2,665,581,885
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	42,279
未払金	70,687,257	-
未払解約金	-	10,267,274
流動負債合計	70,687,257	10,309,553
負債合計	70,687,257	10,309,553
純資産の部		
元本等		
元本	2,730,686,688	2,735,113,298
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	728,177,016	△79,840,966
元本等合計	3,458,863,704	2,655,272,332
純資産合計	3,458,863,704	2,655,272,332
負債純資産合計	3,529,550,961	2,665,581,885

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成27年 4月15日現在	平成28年 4月15日現在
1．	期首	平成26年 4月16日	平成27年 4月16日
	期首元本額	3,252,585,370円	2,730,686,688円
	期首からの追加設定元本額	152,045,467円	335,149,512円
	期首からの一部解約元本額	673,944,149円	330,722,902円
	元本の内訳　※ 日興ＢＲＩＣｓ株式ファンド 計	 2,730,686,688円 2,730,686,688円	 2,735,113,298円 2,735,113,298円
2．	受益権の総数	2,730,686,688口	2,735,113,298口
3．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	79,840,966円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日	自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 4月15日現在	平成28年 4月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年 4月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△66,159,444
合計	△66,159,444

（平成28年 4月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△28,493,926
合計	△28,493,926

（注）　当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（平成27年 4月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,000,000	－	997,830	2,170
	米ドル	1,000,000	－	997,830	2,170
合計		1,000,000	－	997,830	2,170

（平成28年 4月15日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	10,267,274	－	10,309,553	△42,279
	米ドル	10,267,274	－	10,309,553	△42,279
合計		10,267,274	－	10,309,553	△42,279

（注）1.時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年 4月15日現在		平成28年 4月15日現在	
1口当たり純資産額	1.2667円	1口当たり純資産額	0.9708円
(1万口当たり純資産額)	(12,667円)	(1万口当たり純資産額)	(9,708円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

通 貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	EMBRAER SA ADR	19,309	24.93	481,373.37	
	AMBEV SA-ADR	488,135	5.33	2,601,759.55	
	BANCO BRADESCO-ADR	284,311	8.18	2,325,663.98	
	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	72,502	9.32	675,718.64	
米ドル小計		864,257		6,084,515.54 (667,714,735)	
ブラジルレアル	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	44,300	72.00	3,189,600.00	
	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA	157,070	12.30	1,931,961.00	
	VALE SA	55,870	18.20	1,016,834.00	
	IOCHPE-MAXION S.A.	52,690	16.00	843,040.00	
	MARCOPOLO SA-PREF	199,634	2.55	509,066.70	
	WEG SA	189,360	13.94	2,639,678.40	
	VALID SOLUCOES SA	80,330	31.70	2,546,461.00	
	CCR SA	147,410	14.82	2,184,616.20	
	LOCALIZA RENT A CAR	32,770	32.78	1,074,200.60	
	WILSON SONS LTD-BDR	30,690	32.00	982,080.00	
	EZ TEC EMPREENDIMENTOS E PAR	72,951	16.93	1,235,060.43	
	KROTON EDUCACIONAL SA	159,600	11.88	1,896,048.00	
	LOJAS RENNER S.A.	169,870	21.67	3,681,082.90	
	RAIA DROGASIL SA	71,510	53.42	3,820,064.20	
	ODONTOPREV S.A.	230,000	12.17	2,799,100.00	

	OURO FINO SAUDE ANIMAL PARTI	11,170	43.98	491,256.60	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	242,827	32.73	7,947,727.71	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PRF	349,323	8.48	2,962,259.04	
	BM&FBOVESPA SA	300,600	17.00	5,110,200.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	135,133	32.40	4,378,309.20	
	CIELO SA	98,880	33.33	3,295,670.40	
	LINX SA	44,080	50.00	2,204,000.00	
	TOTVS SA	28,240	27.65	780,836.00	
	CPFL ENERGIA SA	64,750	19.15	1,239,962.50	
	TRACTEBEL ENERGIA SA ORD	61,480	37.20	2,287,056.00	
	TRANSMISSORA ALIANCA DE-UNIT	74,730	20.70	1,546,911.00	
ブラジルレアル小計		3,105,268		62,593,081.88 (1,971,682,079)	
合　　計		3,969,525		2,639,396,814 (2,639,396,814)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	4銘柄	100.0%	25.3%
ブラジルレアル	株式	26銘柄	100.0%	74.7%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

ロシア株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年 4月15日現在	平成28年 4月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	129,829,777	50,911,238
金銭信託	-	525,565
コール・ローン	6,769,680	513,097
株式	4,544,179,957	2,394,314,805
未収入金	17,141,402	24,517,525
未収配当金	2,065,307	-
未収利息	7	-
流動資産合計	4,699,986,130	2,470,782,230
資産合計	4,699,986,130	2,470,782,230
負債の部		
流動負債		
未払金	592,539	1,740,604
未払解約金	134,409,858	29,151,247
流動負債合計	135,002,397	30,891,851
負債合計	135,002,397	30,891,851
純資産の部		
元本等		
元本	5,008,810,826	3,051,644,092
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△443,827,093	△611,753,713
元本等合計	4,564,983,733	2,439,890,379
純資産合計	4,564,983,733	2,439,890,379
負債純資産合計	4,699,986,130	2,470,782,230

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券

	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成27年 4月15日現在	平成28年 4月15日現在
１．	期首	平成26年 4月16日	平成27年 4月16日
	期首元本額	5,074,658,335円	5,008,810,826円
	期首からの追加設定元本額	787,217,759円	65,019,680円
	期首からの一部解約元本額	853,065,268円	2,022,186,414円
	元本の内訳　※ 日興ＢＲＩＣｓ株式ファンド 計	 5,008,810,826円 5,008,810,826円	 3,051,644,092円 3,051,644,092円
２．	受益権の総数	5,008,810,826口	3,051,644,092口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	443,827,093円	611,753,713円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日	自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 4月15日現在	平成28年 4月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年 4月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△317,526,614
合計	△317,526,614

（平成28年 4月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額

株式	△87,601,256
合計	△87,601,256

(注)　当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年 4月15日現在		平成28年 4月15日現在	
1口当たり純資産額	0.9114円	1口当たり純資産額	0.7995円
(1万口当たり純資産額)	(9,114円)	(1万口当たり純資産額)	(7,995円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

通 貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GAZPROM PAO-SPON ADR	497,590	4.46	2,222,734.53	
	LUKOIL PJSC-SPON-ADR	29,940	42.15	1,261,971.00	
	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	355,810	4.73	1,684,760.35	
	SURGUTNEFTEGAS-PFD	2,130,020	0.66	1,415,781.69	
	TATNEFT 3 SERIES-PRF	196,550	2.95	580,964.45	
	TATNEFT-SPONSORED-ADR	14,386	31.34	450,857.24	
	ACRON	4,089	55.70	227,780.60	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	34,867	13.89	484,302.63	
	PHOSAGRO OAO REG S-GDR	43,907	13.80	605,916.60	
	PJSC ALROSA	1,076,320	1.08	1,168,140.85	
	SEVERSTAL - GDR REG S	71,372	11.91	850,040.52	
	SOLLERS PAO	48,466	7.23	350,427.11	
	MAGNIT PJSC	12,322	155.21	1,912,597.05	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	19,218	21.50	413,187.00	
	CHERKIZOVO GROUP-GDR REG S	45,085	9.06	408,470.10	

	ROS AGRO PLC REG S-GDR	51,025	17.40	887,835.00	
	MD MEDICAL GROUP INVEST-REGS-GDR	32,750	5.45	178,487.50	
	SBERBANK	1,322,172	1.80	2,390,949.73	
	TBC BANK JSC-REGS-GDR	21,860	9.81	214,446.60	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS	1,025,570	1.56	1,608,503.98	
	ETALON GROUP-GDR REG S	144,441	2.05	296,104.05	
	EPAM SYSTEMS INC	2,920	76.17	222,416.40	
	LUXOFT HOLDING INC	10,150	56.08	569,212.00	
	MAIL.RU GROUP REGS-GDR	5,030	22.45	112,923.50	
	QIWI PLC-SPONSORED-ADR	31,130	16.40	510,532.00	
	MEGAFON-REG S-GDR	28,930	10.70	309,551.00	
	SISTEMA JSFC	113,815	0.28	32,260.86	
米ドル小計		7,369,735		21,371,154.34 (2,345,270,477)	
英ポンド	NOSTRUM OIL & GAS PLC	56,166	2.46	138,589.60	
	HIGHLAND GOLD MINING LTD	218,260	0.81	177,336.25	
英ポンド小計		274,426		315,925.85 (49,044,328)	
合　　計		7,644,161		2,394,314,805 (2,394,314,805)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	27銘柄	100.0%	98.0%
英ポンド	株式	2銘柄	100.0%	2.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd クラスA

同投資証券はモーリシャス籍円建外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、計算期間（平成27年3月末日に終了する会計期間）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「包括利益計算書」「財政状態計算書」およびそれに続く「投資主に帰属する純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資証券の投資顧問会社から入手した平成27年3月末日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd
包括利益計算書
2015年3月31日までの1年間

	単位：日本円
収益（損失）	
配当収入	71,779,333
損益を通じて公正価値評価される金融資産の公正価値のその他の純変動額	2,173,216,018
為替差益	16,656,589
純収益（損失）合計	2,261,651,940
費用	
投資運用報酬	35,672,353
取引費用	22,328,968
管理報酬	10,580,689
税金費用	3,822,063
保管費用	2,807,417
為替差損	1,348,655
銀行手数料	2,609,922
監査報酬	2,362,262
取締役報酬	1,090,546
ライセンス料	475,240
現金保管手数料	208,141
費用合計	83,306,256
税引前利益	2,178,345,684

所得税	(2,070,698)
運用によるクラスA投資主に帰属する純資産の増加	**2,176,274,986**

添付の注記参照

Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd
財政状態計算書
2015年3月31日現在

	単位：日本円
資産	
流動資産	
損益を通じて公正価値評価される金融資産	4,462,747,941
受取債権	2,041,752
現金および現金同等物	117,713,005
資産合計	**4,582,502,698**
資本	
投資主資本 － 出資者持分	11,619
資本合計	**11,619**
負債	
流動負債	
未払所得税	39,762
支払債務	14,468,107
負債（クラスA投資主に帰属する純資産を除く）	14,507,869
クラスA投資主に帰属する純資産	4,567,983,210
負債および資本合計	**4,582,502,698**
クラスA投資証券の発行済残高	2,338,644,505
クラスA投資証券1口当たり純資産価額	**1.9533**

添付の注記参照

Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd
投資主に帰属する純資産変動計算書
2015年3月31日までの1年間

	口数	単位：日本円
期首現在のクラスA投資主に帰属する純資産	4,150,545,210	5,530,091,625
クラスA投資証券の発行による受取代金	61,059,653	106,856,575
クラスA投資証券の買戻による支払代金	(1,938,595,664)	(3,245,239,976)
分配金自動再投資の受取代金	65,635,306	116,166,727

証券取引による純減少	(1,811,900,705)	(3,022,216,674)
分配金の支払い	-	(116,166,727)
運用によるクラスA投資主に帰属する純資産の増加	-	2,176,274,986
期末現在のクラスA投資主に帰属する純資産	2,338,644,505	4,567,983,210

資本は出資者持分のみで構成されている。出資者持分は変更がないことから、取締役会の意見では資本変動に関する十分な情報は記載されており、したがって、2015年については資本変動計算書を作成していない。

添付の注記参照

Nikko Asset Management (Mauritius) Ltd
財務書類に関する注記
2015年3月31日までの1年間

重要な会計方針の要約

当該財務書類を作成するに当たって適用された重要な会計方針については以下に開示されている。別段の記載がない限り、これらの方針は、表示されているすべての年度において継続的に適用されている。

(a) 作成基準

当該財務書類は、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成されている。また、取得原価の慣行に従って作成され、損益を通じて公正価値評価される金融資産の再評価により修正されている。

IFRSに準拠して財務書類を作成するに当たっては、重要な会計上の見積の使用が要求される。また、当ファンドの会計方針の適用に当たっては取締役会が判断を行うことが求められる。高度な判断を要する分野もしくは複雑性の高い分野または仮定および見積が財務書類に重要な影響を与える分野はない。

2014年4月1日以降に実施された基準および既存の基準に対する修正

2014年4月1日に開始した会計年度に初度適用される基準ならびに既存の基準に対する解釈および修正のうち、当ファンドの財務書類に重要な影響を与えると予想されるものはない。

2015年4月1日より後に実施される新基準ならびに修正および解釈のうち早期適用していないもの

多くの新基準ならびに修正および解釈が2015年4月1日より後に始まる通期に適用されるが、この財務書類の作成には適用されていない。それらのうち、当ファンドの財務書類に重要な影響を与えると予想されるものはない。

IFRS第9号の完全版によってIAS第39号のガイダンスの大部分が置き換えられており、IFRS第9号はIAS第39号を踏襲しているが、より簡素化されている。それらのうち、下記の基準を除いて当ファンドの財務書類に重要な影響を与えると予想されるものはない。

この基準は、金融商品および金融負債の分類、測定および認識について取り扱っている。IFRS第9号の完全版は2014年7月に公表された。この基準は金融商品の分類と測定に係るIAS第39号のガイダンス

を置き換えるものである。

IFRS第9号は、金融資産について複雑な測定モデルを踏襲しつつもこれを簡素化し、金融資産の測定区分を次の3つの主要区分、すなわち償却原価、その他の包括利益（以下、「OCI」という。）を通じた公正価値および損益を通じた公正価値と規定した。分類の基準は事業体のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に依存する。持分金融商品への投資は損益を通じた公正価値で測定することが要求される。公正価値の変動をリサイクリングされないOCIとして表示することも選択できるが、この選択は設定当初に行い、取消すことができない。また、IAS第39号の発生損失減損モデルに代わり、今回新たに予想信用損失モデルが規定された。金融負債については、損益を通じて公正価値評価することを指定された金融負債のうちその公正価値の変動額が自己の信用リスクに基づく場合はその他の包括利益に計上するという点を除いて、分類と測定についての変更はない。IFRS第9号は、ヘッジの有効性テストによる明確な線引きに代えて、ヘッジの有効性の要件を緩和した。新たな規定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関連性を求めるもので、「ヘッジ比率」は実際に経営陣がリスク管理目的でヘッジに使用する比率と同じでなければならない。引き続き同時文書化は要求されるが、IAS第39号の下で現在作成されている文書とは異なるものである。当基準は2018年1月1日以降に開始する会計期間より適用される。経営陣はIFRS第9号全体の影響をまだ評価していない。

上記を除いて、未だ適用されていない基準ならびに既存の基準に対する解釈または修正で、当ファンドの財務書類に重要な影響を与えると予想されるものはない。

(b) 収益の認識

配当収入

配当収入は、配当受領権が確定した時点で認識される。

受取利息

受取利息は、実効金利法を用いた期間比例によって認識される。これには、現金および現金同等物に係る受取利息ならびに損益を通じて公正価値評価される債務証券に係る受取利息が含まれる。

(c) 外貨換算

機能通貨および報告通貨

当ファンドの投資主は日本の投資主で、日本円建て投資証券の発行と買戻が行われる。当ファンドの主な活動は、インドの証券およびデリバティブに投資してアジア市場の他の商品よりも高いリターンを日本の投資主に提供することである。当ファンドの運用成績は日本円で測定され投資主に報告される。取締役会は日本円が基礎となる取引、出来事および状況の経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると考えている。当財務書類は、当ファンドの機能通貨でありかつ報告通貨である日本円で表示されている。

取引および残高

外貨建て取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建て資産負債は財政状態計算書日における為替レートを用いて機能通貨に換算される。

換算により生じた為替差損益は包括利益計算書に含まれる。

現金および現金同等物に係る為替差損益は包括利益計算書の「外貨換算差損益」に表示される。

損益を通じて公正価値評価される外貨建て資産および負債は包括利益計算書の「損益を通じて公正価

値評価される金融資産および金融負債の公正価値のその他の純変動額」に表示される。

(d) 金融商品

財政状態計算書に計上されている金融商品には、損益を通じて公正価値評価される金融資産、受取債権、現金および現金同等物、支払債務が含まれる。適用されている特定の測定方法は、各項目に付随している個別方針説明書に開示されている。

(e) 損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債

(i) 分類
当ファンドは、負債性証券および持分証券への投資を、「損益を通じて公正価値評価される金融資産」として分類している。

設定時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産および金融負債は、売買目的には分類されず、当ファンドの文書化された投資戦略に従って運用され、その運用成績は公正価値で評価される。当ファンドの方針は、取締役会がこれらの金融資産および金融負債に関する情報をその他の関連する金融情報と共に公正価値で評価することである。

(ii) 認識および認識の中止

投資資産の通常の売買は、取引日、つまり当ファンドがその投資資産の購入または売却を約定した日に認識される。損益を通じた公正価値で評価される金融資産および金融負債は公正価値で当初認識される。取引費用は包括利益計算書において発生時に費用計上される。

金融資産は、その投資からキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、または当ファンドが所有権に係る実質的なすべてのリスクと便益を移転した場合に認識を終了する。

(iii) 測定

当初認識後、損益を通じて公正価値評価されるすべての金融資産および金融負債は公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」の区分においては、公正価値の変動から生じる損益は、発生した年度の包括利益計算書の「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債の公正価値に係るその他の純変動額」に計上される。損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る配当収入は、当ファンドの配当受領権が確定した時点で、包括利益計算書において配当収入として認識される。

(iv) 見積公正価値

活発な市場で取引されている金融商品（上場されて取引されている証券など）の公正価値は、会計期間末日の取引終了時の市場価格に基づいている。当ファンドが保有する金融資産で使用されている市場価格とは、終値である。

(f) 受取債権

受取債権は当初公正価値で認識され、その後実効金利法を用いて、減損引当金控除後の償却原価で測定される。債権に係る減損引当金は、当ファンドが当初の債権の条件に従って支払われるすべての金額を回収できないという客観的な証拠がある場合に計上される。債務者の深刻な財政難、債務者が倒産または金融整理となる可能性および支払いの不履行または滞納が、債権が減損したと見なされる指標である。引当金の金額は、当該資産の帳簿価額と当初の実効金利で割り引いた見積予想キャッシュ・フローの現在価値との差額である。当該資産の帳簿価額は引当金勘定を使用して減額され、損失金額は損益において認識される。債権が回収不能となった場合、当該債権は債権に係る引当金を用いて償却される。以前に償却してその後回収された金額は損益において計上される。

(g) 現金および現金同等物

現金および現金同等物とは、手許現金、要求払預金、その他活発な市場における当初満期が3カ月以内の短期投資および当座借越である。当座借越は財政状態計算書の流動負債に計上されている。

(h) 投資証券

投資証券は、保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類されている。

投資証券は、いつでも当ファンドの投資主に帰属する純資産価額の比例配分された持分と同額の現金で当ファンドによる買戻を受けることができる。

投資証券1口当たりの純資産は、財政状態計算書に記載された投資主に帰属する純資産を投資証券の期末現在の発行済数で除して計算される。

(i) ブローカーに対する債権・債務

ブローカーに対する債権・債務は、売買を約定したが会計期間末日現在で決済または受渡しが未了の金融資産に係る未収金および未払金を示している。

これらの金額は当初公正価値で認識され、その後実効金利法を用いて、ブローカーからの未収金に係る減損引当金控除後の償却原価で測定される。

(j) 当期および繰延所得税

当期の所得税費用は、現在実施されている税法に基づき計算される。取締役は、該当する税法が解釈の対象となる場合、税務申告で採用する税務ポジションを定期的に評価し、税務当局へ支払う予想金額に基づき必要に応じて引当金を計上している。

繰延税金は、税務上の資産・負債と財務書類上での帳簿価額との差から生じる一時的差異として、負債法を用いて全額が引き当てられている。繰延税金は、会計期間末日までに実施されているまたは実質的に実施されており、また関連する繰延税金資産が実現するかまたは繰延税金負債が清算される場合に適用が予想される税率（および法律）を用いて決定される。繰延税金資産は、一時差異が利用できる課税所得が将来発生する可能性が高い範囲内で認識される。

(k) 取引費用

取引費用は損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債を取得するために発生する費用である。それには、代理人、助言者、ブローカーおよびディーラーに支払われる報酬や手数料が含まれる。取引費用は発生次第費用として損益で認識される。

損益を通じて公正価値評価される金融資産の一覧表
2015年3月31日現在

保有株数	銘柄	市場価格	純資産に対する割合（%）
	煙草		
284,000	ITC Limited	177,494,960	3.89
	エンジニアリング		
53,000	Larsen and Toubro	174,809,848	3.83

		174,809,848	3.83
	銀行		
69,000	Axis Bank	74,138,220	1.62
95,000	HDFC Bank	186,346,750	4.08
212,000	Housing Development Finance Corp	534,986,345	11.71
210,000	ICICI Bank	127,077,488	2.78
54,000	Indusind Bank Limited	91,765,079	2.01
		1,014,313,882	22.2
	電子機器		
130,000	InfosysTechnology	553,125,119	12.11
40,000	HCL Technologies Ltd	75,216,523	1.65
		628,341,642	13.76
	多角化企業		
58,518	Reliance Industries Ltd	92,708,485	2.03
	医薬品		
10,000	Dr Reddy ’ s Laboratories	66,914,434	1.46
133,000	Sun Pharmaceuticals Inds Ltd	261,191,564	5.72
		328,105,998	7.18
	インフラストラクチャー		
175,000	IDFC Ltd	56,036,943	1.23
145,000	Tata Motors Ltd	153,016,601	3.35
9,000	Hero Motocorp Ltd	45,568,370	1.00
		254,621,914	5.58
	メディア		
330,000	Dish TV India Ltd	51,869,595	1.14
3,169,118		51,869,595	1.14
	その他		
320,000	Hindalco Industries Ltd	79,175,288	1.73
14,600	Maruti Suzuki India Ltd	103,536,476	2.27
15,000	Lupin Ltd	57,781,849	1.26
40,000	Bharat Petroleum Company	62,204,771	1.36
67,000	TATA Consult Services Ltd	328,198,925	7.18
30,000	Mahindra & Mahindra Ltd	68,346,226	1.50
20,000	Ultratech Cement Ltd	110,396,589	2.42
73,000	Bharti Airtel	55,067,678	1.21
26,000	Yes Bank Ltd	40,679,948	0.89
19,000	Acc Limited	56,949,914	1.25
45,000	LIC Housing Finance Ltd	37,769,374	0.83
18,000	Bharat Forge Limited	44,082,107	0.97
84,000	Tech Mahindra Ltd	101,452,544	2.22
50,000	Adani Ports and special economic zone	29,556,472	0.65
26,000	Apollo Hospitals Enterprise Ltd	68,279,479	1.49
37,000	Aurobindo Pharma	86,692,337	1.90
15,000	Britannia Indutries Ltd	62,101,678	1.36

15,000	Container Corp of India Ltd	45,568,946	1.00
30,000	Cummins India Ltd	50,672,760	1.11
29,000	J.K. Cement Ltd	37,049,930	0.81
26,000	Kaveri Seed Co Ltd	49,112,653	1.08
20,000	Shriram Transport Finance Ltd	42,746,600	0.94
87,000	SKS MicroFinance Ltd	76,416,524	1.67
55,000	UPL Ltd	46,642,549	1.02
		1,740,481,617	38.12
損益を通じて公正価値評価される金融資産合計		4,462,747,941	97.73

チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）

同投資信託は、平成27年10月6日から平成28年4月4日までの特定期間の財務諸表について、ＰｗＣあらた監査法人による監査を受けております。

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	26,507,773
コール・ローン	124,402,297	19,121,239
親投資信託受益証券	5,167,177,061	8,202,544,623
未収入金	-	189,875,575
未収利息	214	-
流動資産合計	5,291,579,572	8,438,049,210
資産合計	5,291,579,572	8,438,049,210
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	97,919,705	195,231,688
未払受託者報酬	382,147	594,822
未払委託者報酬	573,232	892,248
その他未払費用	160,707	732,226
流動負債合計	99,035,791	197,450,984
負債合計	99,035,791	197,450,984
純資産の部		
元本等		
元本	6,119,981,590	12,201,980,528
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△927,437,809	△3,961,382,302
（分配準備積立金）	2,651,058,091	1,751,378,861
元本等合計	5,192,543,781	8,240,598,226
純資産合計	5,192,543,781	8,240,598,226
負債純資産合計	5,291,579,572	8,438,049,210

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
1．	期首	平成27年 4月 7日	平成27年10月 6日
	期首元本額	8,758,970,209円	6,119,981,590円
	期首からの追加設定元本額	687,639,587円	6,168,191,135円
	期首からの一部解約元本額	3,326,628,206円	86,192,197円
2．	受益権の総数	6,119,981,590口	12,201,980,528口
3．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	927,437,809円	3,961,382,302円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 4月 7日 至 平成27年10月 5日	自 平成27年10月 6日 至 平成28年 4月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年10月 5日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	165,986,637
合計	165,986,637

（平成28年 4月 4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	126,137,197
合計	126,137,197

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年10月 5日現在		平成28年 4月 4日現在	
1口当たり純資産額	0.8485円	1口当たり純資産額	0.6753円
(1万口当たり純資産額)	(8,485円)	(1万口当たり純資産額)	(6,753円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	中国Ａ株マザーファンド	1,268,042,359	4,155,501,614	
	チャイナランド株式マザーファンド	2,715,953,969	4,047,043,009	
合計		3,983,996,328	8,202,544,623	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」は、「チャイナランド株式マザーファンド」「中国Ａ株マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証

券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

チャイナランド株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
資産の部		
流動資産		
預金	75,023,705	14,973,003
金銭信託	-	111,864,886
コール・ローン	11,572,646	80,693,132
株式	2,656,733,426	3,897,301,597
未収配当金	674,977	-
未収利息	19	2
流動資産合計	2,744,004,773	4,104,832,620
資産合計	2,744,004,773	4,104,832,620
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	57,741,307
流動負債合計	-	57,741,307
負債合計	-	57,741,307
純資産の部		
元本等		
元本	1,611,537,564	2,716,008,927
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,132,467,209	1,331,082,386
元本等合計	2,744,004,773	4,047,091,313
純資産合計	2,744,004,773	4,047,091,313
負債純資産合計	2,744,004,773	4,104,832,620

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
１．	期首	平成27年 4月 7日	平成27年10月 6日
	期首元本額	2,258,961,993円	1,611,537,564円
	期首からの追加設定元本額	61,255,553円	1,329,436,353円
	期首からの一部解約元本額	708,679,982円	224,964,990円
	元本の内訳　※ チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け） チャイナランド株式ファンド２（適格機関投資家向け） 計	 1,611,482,606円 54,958円 1,611,537,564円	 2,715,953,969円 54,958円 2,716,008,927円
２．	受益権の総数	1,611,537,564口	2,716,008,927口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 4月 7日 至 平成27年10月 5日	自 平成27年10月 6日 至 平成28年 4月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年10月 5日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△376,516,025
合計	△376,516,025

（平成28年 4月 4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△480,043,858
合計	△480,043,858

(注)　当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年10月 5日現在		平成28年 4月 4日現在	
1口当たり純資産額	1.7027円	1口当たり純資産額	1.4901円
(1万口当たり純資産額)	(17,027円)	(1万口当たり純資産額)	(14,901円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

通 貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	41,500	100.80	4,183,200.00	
	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	696,000	7.86	5,470,560.00	
	PEACE MARK HOLDINGS LTD	2,000,000	—	—	
	PEAK SPORT PRODUCTS LTD	2,832,000	1.88	5,324,160.00	
	CENTURY SAGE SCIENTIFIC HOLD	4,318,000	0.74	3,195,320.00	
	WISDOM SPORTS GROUP	1,387,000	2.47	3,425,890.00	
	CHINA HARMONY NEW ENERGY AUT	1,491,500	4.08	6,085,320.00	
	SINOPHARM GROUP CO-H	267,600	33.90	9,071,640.00	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	774,000	10.30	7,972,200.00	
	CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	2,232,000	3.70	8,258,400.00	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	408,000	7.00	2,856,000.00	
	CHINA MERCHANTS BANK - H	620,000	16.14	10,006,800.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	1,431,000	4.22	6,038,820.00	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	508,000	13.14	6,675,120.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	52,000	184.20	9,578,400.00	
	AIA GROUP LTD	181,400	43.15	7,827,410.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	419,400	28.10	11,785,140.00	

	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	704,370	16.34	11,509,405.80	
	PICC PROPERTY & CASUALTY -H	432,000	14.00	6,048,000.00	
	GREENLAND HONG KONG HOLDINGS	4,466,000	2.39	10,673,740.00	
	KINGSOFT CORP LTD	494,000	17.86	8,822,840.00	
	SINOSOFT TECHNOLOGY GROUP LT	2,474,000	3.90	9,648,600.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	84,900	158.50	13,456,650.00	
	BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	597,500	4.38	2,617,050.00	
	CHINA MOBILE LTD	56,000	85.65	4,796,400.00	
	SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	10,408,000	0.69	7,181,520.00	
香港ドル小計		39,376,170		182,508,585.80 (2,622,648,377)	
台湾ドル	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	91,000	195.50	17,790,500.00	
	EVEREST TEXTILE	1,760,000	15.90	27,984,000.00	
	MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD	64,929	191.00	12,401,439.00	
	NAN LIU ENTERPRISE CO LTD	106,000	142.50	15,105,000.00	
	TWI PHARMACEUTICALS INC	92,000	121.50	11,178,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	576,000	24.70	14,227,200.00	
	CASETEK HOLDINGS LTD	151,000	170.00	25,670,000.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	11,000	2,510.00	27,610,000.00	
	TSC AUTO ID TECHNOLOGY CO LT	111,100	295.00	32,774,500.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	173,000	71.90	12,438,700.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGR	571,000	36.35	20,755,850.00	
	HERMES MICROVISION INC	17,000	899.00	15,283,000.00	
	PARADE TECHNOLOGIES LTD	70,000	320.00	22,400,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	473,523	158.50	75,053,395.50	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	753,000	50.10	37,725,300.00	
台湾ドル小計		5,020,552		368,396,884.50 (1,274,653,220)	
合　　計		44,396,722		3,897,301,597 (3,897,301,597)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数		組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式	26銘柄	100.0%	67.3%
台湾ドル	株式	15銘柄	100.0%	32.7%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

中国Ａ株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
資産の部		
流動資産		
預金	644,149,800	506,788,613
金銭信託	-	150,242,199
コール・ローン	154,013,060	108,376,400
株式	8,156,715,067	9,121,609,901
社債券	17,528,839	16,241,965
未収入金	289,434,973	-
未収配当金	-	2,972,160
未収利息	8,042	18,290
流動資産合計	9,261,849,781	9,906,249,528
資産合計	9,261,849,781	9,906,249,528
負債の部		
流動負債		
未払金	278,008,368	-
未払解約金	-	132,134,268
流動負債合計	278,008,368	132,134,268
負債合計	278,008,368	132,134,268
純資産の部		

元本等		
元本	2,526,299,785	2,982,587,729
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	6,457,541,628	6,791,527,531
元本等合計	8,983,841,413	9,774,115,260
純資産合計	8,983,841,413	9,774,115,260
負債純資産合計	9,261,849,781	9,906,249,528

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資信託受益証券は移動平均法、社債券は移動平均法（ただし購入後最初の利払日以前は個別法）に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
1．	期首	平成27年 4月 7日	平成27年10月 6日
	期首元本額	3,925,204,341円	2,526,299,785円
	期首からの追加設定元本額	123,264,993円	689,696,357円
	期首からの一部解約元本額	1,522,169,549円	233,408,413円
	元本の内訳　※		
	チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）	681,450,361円	1,268,042,359円
	中国Ａ株ファンド（適格機関投資家向け）	12,672,980円	37,154,534円
	チャイナランド株式ファンド２（適格機関投資家向け）	21,375円	21,375円

	日興AM中国A株ファンド	876,644,059円	793,072,899円
	日興AM中国A株ファンド２	955,511,010円	884,296,562円
	計	2,526,299,785円	2,982,587,729円
２．	受益権の総数	2,526,299,785口	2,982,587,729口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 平成27年 4月 7日 至 平成27年10月 5日	自 平成27年10月 6日 至 平成28年 4月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	平成27年10月 5日現在	平成28年 4月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品

	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年10月 5日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△105,316,206
社債券	35,706
合計	△105,280,500

（平成28年 4月 4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	269,360,652
社債券	313,860
合計	269,674,512

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年10月 5日現在		平成28年 4月 4日現在	
1口当たり純資産額	3.5561円	1口当たり純資産額	3.2771円

(1万口当たり純資産額)	(35,561円)	(1万口当たり純資産額)	(32,771円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

通 貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
中国元	GUIZHOU PANJIANG REFINED-A	528,100	9.74	5,143,694.00	
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	650,000	7.29	4,738,500.00	
	BEIJING SHOUGANG CO LTD-A	1,400,000	4.82	6,748,000.00	
	CHINA NONFERROUS METAL IND-A	600,000	13.78	8,268,000.00	
	HEBEI IRON & STEEL CO LTD-A	2,000,000	3.06	6,120,000.00	
	HENAN SHENHUO COAL & POWER-A	750,000	5.87	4,402,500.00	
	ORG PACKAGING CO LTD-A	300,000	23.98	7,194,000.00	
	SHANDONG CHENMING PAPER -A	700,000	8.52	5,964,000.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	180,000	26.80	4,824,000.00	
	SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	450,000	12.02	5,409,000.00	
	SHENZHEN ZHONGJIN LINGNAN-A	400,000	11.53	4,612,000.00	
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEM	1,000,000	7.42	7,420,000.00	
	TANGSHAN JIDONG CEMENT CO-A	500,000	10.79	5,395,000.00	
	TANGSHAN SANYOU CHEMICAL I-A	700,000	6.97	4,879,000.00	
	CHINA CAMC ENGINEERING CO -A	420,000	22.96	9,643,200.00	
	LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	280,000	28.22	7,901,600.00	
	SHANGHAI JIABAO IND & COMM-A	650,000	13.10	8,515,000.00	
	SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	200,000	37.87	7,574,000.00	
	XIAMEN C & D INC-A	470,000	12.56	5,903,200.00	
	BEIJING ORIGINWATER TECHNO-A	200,000	39.17	7,834,000.00	
	CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	300,000	15.40	4,620,000.00	
	HANG ZHOU GREAT STAR INDUS-A	350,000	16.33	5,715,500.00	
	HANGZHOU ROBAM APPLIANCES-A	220,000	45.28	9,961,600.00	
	MIDEA GROUP CO LTD-A	250,000	30.59	7,647,500.00	
	SHANGHAI JINJIANG INTERNAT-A	130,000	40.93	5,320,900.00	
	SONGCHENG PERFORMANCE DEVE-A	180,000	29.20	5,256,000.00	
	CHINESE UNIVERSE PUBLISHIN-A	300,000	19.09	5,727,000.00	

GUANGDONG ADVERTISING CO-A	350,000	18.44	6,454,000.00	
ZHEJIANG HUACE FILM & TV-A	350,000	26.27	9,194,500.00	
BEIJING SHUNXIN AGRICULT-A	450,000	21.41	9,634,500.00	
CHUYING AGRO-PASTORA GROUP-A	320,000	17.38	5,561,600.00	
FUJIAN SUNNER DEVELOPMENT-A	250,600	25.80	6,465,480.00	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	40,000	245.09	9,803,600.00	
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	100,000	60.65	6,065,000.00	
SHANDONG YISHENG LIVESTOCK-A	140,000	47.10	6,594,000.00	
BY-HEALTH CO LTD-A	640,000	15.22	9,740,800.00	
CACHET PHARMACEUTICAL CO-A	120,000	37.31	4,477,200.00	
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY-A	150,000	36.89	5,533,500.00	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	200,000	43.81	8,762,000.00	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO-A	110,000	47.55	5,230,500.00	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUT-A	250,000	26.16	6,540,000.00	
BANK OF BEIJING CO LTD -A	1,400,000	10.03	14,042,000.00	
BANK OF NANJING CO LTD -A	700,000	16.16	11,312,000.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	3,000,000	3.78	11,340,000.00	
CHINA MERCHANTS BANK-A	900,000	16.27	14,643,000.00	
CHINA MINSHENG BANKING-A	1,200,000	9.24	11,088,000.00	
INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	1,300,735	15.61	20,304,473.35	
PING AN BANK CO LTD-A	899,364	10.66	9,587,220.24	
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	800,000	17.94	14,352,000.00	
EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	750,000	19.68	14,760,000.00	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	600,000	18.18	10,908,000.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD	700,000	17.13	11,991,000.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	721,674	31.92	23,035,834.08	
BEIJING HOMYEAR CAPITAL HO-A	700,000	10.71	7,497,000.00	
CHINA DALIAN INTL COOPERAT-A	350,000	17.07	5,974,500.00	
CHINA FORTUNE LAND DEVELOP-A	320,000	24.34	7,788,800.00	
HUAFA INDUSTRIAL SHARE CO -A	618,536	12.75	7,886,334.00	
POLY REAL ESTATE GROUP CO -A	1,000,000	9.32	9,320,000.00	
AISINO CO LTD-A	199,900	52.82	10,558,718.00	
FUJIAN NEWLAND COMPUTER CO-A	180,000	16.97	3,054,600.00	
HANGZHOU SHUNWANG TECH-A	60,600	86.00	5,211,600.00	
WANGSU SCIENCE & TECHNOLOG-A	110,000	58.89	6,477,900.00	

	FIBERHOME TELECOM TECH CO-A	370,000	25.07	9,275,900.00	
	NETPOSA TECHNOLOGIES LTD-A	100,000	29.10	2,910,000.00	
	ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	220,000	35.71	7,856,200.00	
	SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	320,000	19.56	6,259,200.00	
中国元小計		35,099,509		530,228,153.67 (9,119,924,243)	
香港・オフショア人民元	SAIC MOTOR CORP LTD-A	4,800	20.37	97,776.00	
香港・オフショア人民元小計		4,800		97,776.00 (1,685,658)	
合　　計		35,104,309		9,121,609,901 (9,121,609,901)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
中国元	社債券	AISINO CO LTD-CB-0.2%-21/06/12	727,000.00	944,300.30	
中国元小計			727,000.00	944,300.30 (16,241,965)	
合計				16,241,965 (16,241,965)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種　類	銘柄数		組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
中国元	株式	66銘柄	99.8%	—	99.8%
	社債券	1銘柄	—	0.2%	0.2%
香港・オフショア人民元	株式	1銘柄	100.0%	—	0.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 4月28日現在です。

【日興ＢＲＩＣｓ株式ファンド】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	10,878,935,291円
Ⅱ　負債総額	51,526,120円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,827,409,171円
Ⅳ　発行済口数	10,243,927,114口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0570円

（参考）

ブラジル株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	2,679,163,359円
Ⅱ　負債総額	10,355,596円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,668,807,763円
Ⅳ　発行済口数	2,709,104,600口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9851円

ロシア株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	2,477,149,632円
Ⅱ　負債総額	51,262,575円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,425,887,057円
Ⅳ　発行済口数	3,020,293,323口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8032円

チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	8,867,180,041円
Ⅱ　負債総額	1,270,689円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,865,909,352円
Ⅳ　発行済口数	13,253,975,893口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6689円

チャイナランド株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	4,770,412,980円
Ⅱ　負債総額	912円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,770,412,068円
Ⅳ　発行済口数	3,182,164,222口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4991円

中国Ａ株マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	9,654,545,294円
Ⅱ　負債総額	179,763,194円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,474,782,100円
Ⅳ　発行済口数	2,966,213,388口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1942円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成28年4月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（平成28年4月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月31日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は５名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（平成28年4月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
・委託会社の運用する、平成28年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類	ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計	607	110,019

	株式投資信託		555	88,457
		単位型	111	3,564
		追加型	444	84,893
	公社債投資信託		52	21,561
		単位型	38	505
		追加型	14	21,056

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第57期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第56期 (平成27年３月31日)		第57期 (平成28年３月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	14,206	※3	14,308
金銭の信託		―	※3	153
有価証券		277		86
前払費用	※3	509	※3	489
未収入金		3		10
未収委託者報酬		8,441		9,374
未収収益	※3	1,566	※3	2,280
関係会社短期貸付金		436		5,333
立替金		666		2,960
繰延税金資産		1,446		819
その他	※2	195	※2,3	428
流動資産合計		27,750		36,243
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	56	※1	146
器具備品	※1	166	※1	210
有形固定資産合計		222		356
無形固定資産				
ソフトウエア		113		140
無形固定資産合計		113		140
投資その他の資産				
投資有価証券		14,184		12,195
関係会社株式		21,702		21,702
関係会社長期貸付金		60		60

長期差入保証金	740	781
長期前払費用	0	0
繰延税金資産	248	425
投資その他の資産合計	36,936	35,165
固定資産合計	37,273	35,662
資産合計	65,023	71,905

(単位：百万円)

		第56期 (平成27年３月31日)		第57期 (平成28年３月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		387		410
未払金		5,545		3,841
未払収益分配金		6		6
未払償還金		112		112
未払手数料	※3	3,145	※3	3,269
その他未払金		2,282		453
未払費用	※3	4,636	※3	4,920
未払法人税等		814		354
未払消費税等	※4	1,070	※4	649
関係会社短期借入金		―		5,631
賞与引当金		1,990		2,080
役員賞与引当金		120		145
その他	※3	82	※3	278
流動負債合計		14,646		18,312
固定負債				
退職給付引当金		1,111		1,154
固定負債合計		1,111		1,154
負債合計		15,758		19,466
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		25,836		29,948
利益剰余金合計		25,836		29,948
自己株式		△68		△502
株主資本合計		48,351		52,028
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,002		151
繰延ヘッジ損益		△88		258
評価・換算差額等合計		913		410
純資産合計		49,265		52,438

負債純資産合計	65,023	71,905

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,990	66,339
その他営業収益	3,729	4,382
営業収益合計	67,719	70,722
営業費用		
支払手数料	30,408	30,529
広告宣伝費	1,045	1,098
公告費	5	3
調査費	15,571	17,470
調査費	747	821
委託調査費	14,782	16,600
図書費	41	48
委託計算費	502	505
営業雑経費	660	718
通信費	199	195
印刷費	263	321
協会費	64	65
諸会費	27	22
その他	106	113
営業費用計	48,193	50,327
一般管理費		
給料	7,585	8,138
役員報酬	289	365
役員賞与引当金繰入額	120	145
給料・手当	5,127	5,495
賞与	59	51
賞与引当金繰入額	1,990	2,080
交際費	163	185
寄付金	36	27
旅費交通費	503	503
租税公課	208	258
不動産賃借料	785	875
退職給付費用	349	372
退職金	16	113
固定資産減価償却費	148	196
福利費	908	952
諸経費	2,673	2,952
一般管理費計	13,380	14,577
営業利益	6,146	5,817

（単位：百万円）

	第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)

営業外収益				
受取利息		10		91
受取配当金	※１	1,152	※１	1,330
有価証券償還益		13		―
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		―		32
その他		107		32
営業外収益合計		1,285		1,488
営業外費用				
支払利息		28		242
有価証券償還損		81		―
デリバティブ費用		269		69
時効成立後支払分配金・償還金		295		5
支払源泉所得税		71		119
為替差損		26		―
その他		21		94
営業外費用合計		795		531
経常利益		6,636		6,774
特別利益				
投資有価証券売却益		270		720
その他		―		0
特別利益合計		270		720
特別損失				
投資有価証券売却損		22		100
固定資産処分損		0		6
特別賞与		―		204
割増退職金		243		91
役員退職一時金		―		64
外国税関連費用	※２	1,650		―
特別損失合計		1,916		467
税引前当期純利益		4,991		7,027
法人税、住民税及び事業税		2,356		1,359
法人税等調整額		△466		706
法人税等合計		1,890		2,065
当期純利益		3,101		4,962

（３）【株主資本等変動計算書】

第56期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金		資本剰余	その他利益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本

		資本準備金	金合計	繰越利益剰余金	金合計		合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	△68	45,209
会計方針の変更による累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	△68	45,250
当期変動額							
当期純利益				3,101	3,101		3,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	3,101	3,101	―	3,101
当期末残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	△68	48,351

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	321	―	321	45,531
会計方針の変更による累積的影響額				41
会計方針の変更を反映した当期首残高	321	―	321	45,572
当期変動額				
当期純利益				3,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	680	△88	591	591
当期変動額合計	680	△88	591	3,692
当期末残高	1,002	△88	913	49,265

第57期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	△68	48,351
会計方針の変更による累積的影響額							―
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	△68	48,351
当期変動額							
剰余金の配当				△850	△850		△850
当期純利益				4,962	4,962		4,962

自己株式の取得						△434	△434
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	4,111	4,111	△434	3,676
当期末残高	17,363	5,220	5,220	29,948	29,948	△502	52,028

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,002	△88	913	49,265
会計方針の変更による累積的影響額				―
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,002	△88	913	49,265
当期変動額				
剰余金の配当				△850
当期純利益				4,962
自己株式の取得				△434
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△851	347	△503	△503
当期変動額合計	△851	347	△503	3,173
当期末残高	151	258	410	52,438

[注記事項]

（重要な会計方針）

項目	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　５年～20年

	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
（企業結合に関する会計基準等の適用） 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。 なお、当事業年度において、財務諸表及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

（未適用の会計基準等）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）

（１）　概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を５つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もる枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

①(分類１)から(分類５)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
②(分類２)及び(分類３)に係る分類の要件
③(分類２)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
④(分類３)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
⑤(分類４)に係る分類の要件を満たす企業が（分類２）又は（分類３）に該当する場合の取扱い

（２）　適用予定日

平成29年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第56期 (平成27年３月31日)	第57期 (平成28年３月31日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,122百万円 器具備品　679百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,170百万円 器具備品　653百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　4,256百万円 前払費用　2百万円 未収収益　110百万円 (流動負債) 未払手数料　108百万円 未払費用　500百万円 その他　57百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　4,072百万円 金銭の信託　153百万円 前払費用　2百万円 未収収益　147百万円 その他　193百万円 (流動負債) 未払手数料　93百万円 未払費用　722百万円 その他　266百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務27百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務842百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務728百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc.がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務689百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　719百万円 ※２　外国税関連費用1,650百万円は、中国税務当局等が 平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成21年11月17日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算したものであります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株マザーファンド」及び「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」の2ファンドであり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社が負担しております。	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,193百万円 支払利息　123百万円 デリバティブ費用　889百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第56期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	－	－	109,600

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	15,902,700	－	－	15,902,700	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	1,567,500	－	－	1,567,500	－
平成22年度ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	－	－	2,310,000	－
第１回新株予約権	普通株式	2,955,200	－	2,955,200	－	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	5,388,900	－	359,700	5,029,200	－
合計		28,124,300	－	3,314,900	24,809,400	－

(注)　1 平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
2 第１回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に６を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。なお、当該新株予約権は平成27年２月８日に失効いたしました。
3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	850	4.32	平成27年３月31日	平成27年６月30日

第57期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	704,500	－	814,100

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	15,902,700	－	14,140,500	1,762,200	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	1,567,500	－	1,392,600	174,900	－
平成22年度ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	－	2,310,000	－	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	5,029,200	－	290,400	4,738,800	－
合計		24,809,400	－	18,133,500	6,675,900	－

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
2 平成21年度ストックオプション(1)1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2) 174,900株及び平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月25日取締役会	普通株式	850	4.32	平成27年３月31日	平成27年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年５月30日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,495	7.62	平成28年３月31日	平成28年６月22日

(リース取引関係)

第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　841百万円 １年超　3,420百万円 合計　4,261百万円	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　865百万円 １年超　2,653百万円 合計　3,518百万円

（金融商品関係）

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	14,206	14,206	－
(2) 未収委託者報酬	8,441	8,441	－
(3) 未収収益	1,566	1,566	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	14,431	14,431	－
(5) 未払金	(5,545)	(5,545)	－
(6) 未払費用	(4,636)	(4,636)	－
(7) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(57)	(57)	－
デリバティブ取引計	(82)	(82)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,206	－	－	－
未収委託者報酬	8,441	－	－	－
未収収益	1,566	－	－	－
有価証券及び投資有価証券 投資信託	277	1,219	3,205	1,232
合計	24,492	1,219	3,205	1,232

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	14,308	14,308	―
(2) 未収委託者報酬	9,374	9,374	―
(3) 未収収益	2,280	2,280	―
(4) 関係会社短期貸付金	5,333	5,333	
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,265	12,265	―
(6) 未払金	(3,841)	(3,841)	―
(7) 未払費用	(4,920)	(4,920)	―
(8) 関係会社短期借入金	(5,631)	(5,631)	
(9) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(254)	(254)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	170	170	―
デリバティブ取引計	(84)	(84)	―

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。
(6) 未払金、(7) 未払費用並びに（8）関係会社短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(9) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されないものは貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されるもののうち193百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、23百万円は流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,308			
未収委託者報酬	9,374			
未収収益	2,280			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	86	714	1,766	963
合計	26,049	714	1,766	963

（有価証券関係）

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,839	11,293	1,546
	小計	12,839	11,293	1,546
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,591	1,656	△64
	小計	1,591	1,656	△64

合計	14,431	12,949	1,482

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2 非上場株式等（貸借対照表計上額　30百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,661	270	22
合計	3,661	270	22

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,593	4,872	720
	小計	5,593	4,872	720
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	6,672	7,175	△502
	小計	6,672	7,175	△502
合計		12,265	12,047	218

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2 非上場株式等（貸借対照表計上額　16百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	30	17	―

投資信託	5,442	703	100
合計	5,473	720	100

（デリバティブ取引関係）

第56期(平成27年３月31日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,337	－	△25	△25
	買建	－	－	－	－
合計		2,337	－	△25	△25

(注)　1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
2　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	投資有価証券	2,586	－	△68
	豪ドル		276	－	8
	シンガポールドル		878	－	4
	ユーロ		219	－	△1
合計			3,961	－	△57

(注)　1　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第57期(平成28年３月31日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	1,093	－	△11	△11
	買建	－	－	－	－
合計		1,093	－	△11	△11

(注)　1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
2　時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

（2）通貨関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	5,631	－	△243	△243
合計		5,631	－	△243	△243

(注)　1　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,943	－	179
	豪ドル		767	－	△18
	シンガポールドル		75	－	△4
	香港ドル		151	－	5
	人民元		1,948	－	8
	ユーロ		173	－	0
合計			7,060	－	170

(注)　1　時価の算定方法
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1) 関連会社に対する投資の金額　3,078 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額　9,396 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,720	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1) 関連会社に対する投資の金額　3,037 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額　9,686 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額　2,901

（退職給付関係）

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

1　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,174
会計方針の変更による累積的影響額	△63
会計方針の変更を反映した期首残高	1,110
勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	47
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,233

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,233
未積立退職給付債務	1,233
未認識数理計算上の差異	△121
貸借対照表に計上された負債の額	1,111
退職給付引当金	1,111
貸借対照表に計上された負債の額	1,111

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	18
確定給付制度に係る退職給付費用	152

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%

3　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、196百万円でありました。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

1　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,233
会計方針の変更による累積的影響額	―
会計方針の変更を反映した期首残高	1,233
勤務費用	145
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	33
退職給付の支払額	△119

退職給付債務の期末残高	1,299

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,299
未積立退職給付債務	1,299
未認識数理計算上の差異	△144
貸借対照表に計上された負債の額	1,154
退職給付引当金	1,154
貸借対照表に計上された負債の額	1,154

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	145
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	9
確定給付制度に係る退職給付費用	162

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、209百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

1　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から平成32年１月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　1名	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　2,310,000株	普通株式　6,101,700株
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年１月22日から平成32年１月21日まで	平成25年10月７日から平成33年10月６日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月７日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,388,900
付与	0	0

失効	0	359,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,029,200
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

(注)　株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737（注)３
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

(注)　１公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額　　―　百万円
３株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日

権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　1名	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　2,310,000株	普通株式　6,101,700株
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	平成25年10月７日から 平成33年10月６日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

①　ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	14,140,500	1,392,600
権利確定	0	0

権利未確定残	1,762,200	174,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月７日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,029,200
付与	0	0
失効	2,310,000	290,400
権利確定	0	0
権利未確定残	0	4,738,800
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

(注)　株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737　(注)３
付与日における公正な評価単価(円)　(注)１	0	0

(注)１　公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２　ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額　　―　百万円
３　株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第56期 (平成27年３月31日)	第57期 (平成28年３月31日)

第56期 (平成27年３月31日)	第57期 (平成28年３月31日)
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金 658 その他 813 小計 1,472 繰延税金資産(固定) 投資有価証券評価損 134 関係会社株式評価損 1,510 退職給付引当金 360 固定資産減価償却費 133 その他 73 小計 2,213 繰延税金資産小計 3,685 評価性引当金 △1,510 繰延税金資産合計 2,174 繰延税金負債(流動) その他有価証券評価差額金 25 小計 25 繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 454 小計 454 繰延税金負債合計 480 繰延税金資産の純額 1,694	1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金 642 その他 177 小計 819 繰延税金資産(固定) 投資有価証券評価損 96 関係会社株式評価損 1,430 退職給付引当金 353 固定資産減価償却費 122 その他 65 小計 2,068 繰延税金資産小計 2,888 評価性引当金 △1,430 繰延税金資産合計 1,457 繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 71 繰延ヘッジ利益 114 その他 26 小計 213 繰延税金負債合計 213 繰延税金資産の純額 1,244
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 35.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.3% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △4.3% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 3.6% 海外子会社の留保利益の影響額等 1.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9%	2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 33.1% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △4.8% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 1.3% 所得拡大促進税制 △2.2% 海外子会社の留保利益の影響額等 0.6% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.4%

3　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の施行に伴い平成26年４月１日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は135百万円、繰延ヘッジ損益が4百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が48百万円、法人税等調整額が179百万円、それぞれ増加しております。	3　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が59百万円減少し、その他有価証券評価差額金が3百万円、繰延ヘッジ損益が6百万円、法人税等調整額が69百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者情報）

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	184(千 SGD 2,059)(注2)	関係会社短期貸付金	436(千 SGD 5,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	7(千 SGD 92)	未収収益	7(千 SGD 82)

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 資金の貸付に係る取引金額184百万円(2,059千 SGD)の内訳は、貸付424百万円(5,000千 SGD)及び返済240百万円(2,940千 SGD)であります。

２ 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成26年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	23,832百万円
負債合計	6,549百万円
純資産合計	17,283百万円
営業収益	15,406百万円
税引前当期純利益	4,977百万円
当期純利益	3,441百万円

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000(千SGD)	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	△90(千 SGD △1,000)(注2)	関係会社短期貸付金	333(千 SGD 4,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	18(千 SGD 215)	未収収益	6(千 SGD 74)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	5,000	関係会社短期貸付金	5,000
							貸付金利息(円貨建)(注3)	70	未収収益	70
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	アメリカ合衆国	181,542(千USD)(注4)	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の借入	資金の借入(米ドル貨建)(注5)	6,176(千 USD 50,000)	関係会社短期借入金	5,631(千 USD 50,000)
							借入金利息(米ドル貨建)(注5)	113(千 USD 949)	未払費用	106(千 USD 949)

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1 融資枠SGD11,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 資金の貸付に係る取引金額△90百万円（SGD△1,000千）の内訳は、貸付957百万円（SGD11,000千）及び返済1,047百万円（SGD12,000千）であります。

3 融資枠5,000百万円、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4 Nikko Asset Management Americas, Inc.の「資本金」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しております。

5 融資枠USD50,000千、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成27年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	30,897百万円
負債合計	9,936百万円
純資産合計	20,960百万円
営業収益	26,843百万円
税引前当期純利益	9,553百万円
当期純利益	6,411百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１ 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２ 地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

該当事項はありません。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

該当事項はありません。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第56期(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

該当事項はありません。

第57期(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
１株当たり純資産額	250円20銭	267円27銭
１株当たり当期純利益金額	15円74銭	25円25銭

(注)　1　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期 (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)	第57期 (自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)
当期純利益（百万円）	3,101	4,962
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（百万円）	3,101	4,962
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903	196,464
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1)5,029,200株	平成21年度ストックオプション(1)1,762,200株、平成21年度ストックオプション(2)174,900株、平成23年度ストックオプション(1)4,738,800株

3　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期 (平成27年３月31日)	第57期 (平成28年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	49,265	52,438
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	―	―
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	49,265	52,438
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,198

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であっ

て、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名　　称	資本金の額 （平成27年9月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（平成27年9月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名　　称	資本金の額 （平成27年9月末現在）	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,065百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

（3）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （平成27年9月末現在）	事業の内容
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	44百万シンガポールドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

（３）投資顧問会社

ファンドの資産配分に関する投資助言などを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100％子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アジア リミテッドの発行済株式総数の100％を保有しております。（平成27年9月末現在）

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年 7月15日	有価証券届出書
平成27年 7月15日	有価証券報告書
平成28年 1月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成28年 1月15日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年６月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年５月11日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田　光 夫

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　辻 村　和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ＢＲＩＣｓ株式ファンドの平成27年４月16日から平成28年４月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ＢＲＩＣｓ株式ファンドの平成28年４月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。